

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこという。

契約日	件 名	契約金額(税込) (単位:円) 当初 変更経過 最終(現時点)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
001 令和6年04月01日	令和6年度材料単価特別調査業務委託	7,810,000		9,642,600	建設局建設企画部監理検査課	一般財団法人建設物価調査会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002 令和6年04月01日	令和6年度京都市土木積算システム材料単価データ作成業務委託	13,090,000		13,556,400	建設局建設企画部監理検査課	一般財団法人建設物価調査会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
003 令和6年04月01日	令和6年度京都市土木積算システム保守管理業務委託	37,257,000		37,277,900	建設局建設企画部監理検査課	一般財団法人日本建設情報総合センター	政令第11条第1項第2号	物品			
004 令和6年01月17日	今熊野橋補修(その3)工事	151,800,000		163,823,000	建設局土木管理部橋りょう健全推進課	大鉄工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
005 令和7年03月21日	大石道跨線橋撤去に伴う道路改築工事	82,500,000		82,500,000	建設局土木管理部橋りょう健全推進課	名工建設株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
006 令和6年07月10日	大塚跨線橋補修設計業務委託	9,790,000		9,498,500	建設局土木管理部橋りょう健全推進課	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
007 令和6年06月28日	令和6年度上花山跨線橋他2橋点検業務委託(東海旅客鉄道)	15,477,000		14,467,200	建設局土木管理部橋りょう健全推進課	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
008 令和6年10月31日	令和6年度桃山高架橋点検業務委託(近畿日本鉄道)	9,130,000		8,954,000	建設局土木管理部橋りょう健全推進課	全日本コンサルタント株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
009 令和5年12月04日	西羽束東排水機場維持補修(1号サージタンクゲート整備)工事	26,180,000		26,701,400	建設局土木管理部河川整備課	株式会社日立プラントサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
010 令和5年10月30日	新川排水機場維持補修(燃料系統機器更新)工事	33,660,000		36,320,900	建設局土木管理部河川整備課	新菱工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
011 令和6年02月01日	新美豆排水機場維持補修(2号エンジンほか更新)工事	240,900,000		241,840,500	建設局土木管理部河川整備課	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
012 令和6年08月28日	小栗橋排水機場維持補修(空気圧縮機等整備)工事	2,090,000		2,682,900	建設局土木管理部河川整備課	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
013 令和6年12月02日	西羽束東排水機場維持補修(2・3号サージタンクゲート整備)工事	63,030,000		63,030,000	建設局土木管理部河川整備課	株式会社日立プラントサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
014 令和6年12月03日	寺田・周山排水機場維持補修(ポンプ制御盤設置ほか)工事	35,420,000		35,420,000	建設局土木管理部河川整備課	タキバ電機株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
015 令和7年02月04日	三栖排水機場維持補修(2号主ポンプほか更新)工事	277,970,000		277,970,000	建設局土木管理部河川整備課	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
016 令和7年03月31日	新川排水機場機維持補修(非常用発電設備整備)工事	22,000,000		22,000,000	建設局土木管理部河川整備課	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
017 令和6年06月18日	緊急工事(北部土木みどり事務所管内)(その1)	16,060,000		16,060,000	建設局土木管理部北部土木みどり事務所	日新建工・清瀬産業地域維持型建設共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	工事			
018 令和6年05月28日	緊急工事(北部土木みどり事務所管内)(その2)	3,308,800		3,308,800	建設局土木管理部北部土木みどり事務所	日新建工・清瀬産業地域維持型建設共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	工事			
019 令和6年11月28日	道路凍結防止剤散布業務委託(一般国道162号)	予定総額 9,867,000		20,271,845	建設局土木管理部北部土木みどり事務所	株式会社清瀬産業	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
020 令和6年11月28日	除雪作業委託(一般市道中川59号線他)	予定総額 8,580,000		13,649,460	建設局土木管理部北部土木みどり事務所	株式会社清瀬産業	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
021 令和6年11月28日	除雪作業委託(主要府道西陣杉坂線他)	予定総額 2,035,000		5,786,550	建設局土木管理部北部土木みどり事務所	株式会社雄建	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
022 令和6年11月15日	トンネル交通規制業務委託(高速道路1号線)	8,910,000		8,910,000	建設局土木管理部南部土木みどり事務所	アイテック株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	物品			
023 令和6年11月29日	(単価契約)道路凍結防止剤散布業務委託(西部土木みどり事務所)	予定総額 10,993,950		10,892,750	建設局土木管理部西部土木みどり事務所	公成建設株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこという。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円） 当初 変更経過 最終（現時点）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
024 令和6年04月01日	嵯峨嵐山駅自由通路清掃等業務委託	5,497,800		5,992,800	建設局土木管理部西部土木みどり事務所	株式会社J R西日本メンテック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
025 令和6年11月29日	道路除雪業務委託（京北地域他）	予定 総額	22,620,015		22,620,015	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	京北町建設業協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
026 令和6年11月29日	道路除雪業務委託（広河原地域）	予定 総額	11,305,030		11,305,030	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	株式会社古原建設	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
027 令和6年11月29日	道路除雪業務委託（久多地域）	予定 総額	10,089,750		10,089,750	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	株式会社堂森組	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
028 令和6年11月29日	道路除雪業務委託（花脊北部地域）	予定 総額	6,067,930		6,067,930	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	株式会社花背森口建設	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
029 令和6年11月29日	道路除雪業務委託（花脊南部地域）	予定 総額	3,665,530		3,665,530	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	藤井建設	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
030 令和6年11月29日	道路除雪業務委託（花脊峠地域）	予定 総額	4,605,040		4,605,040	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	藤井産業	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
031 令和6年11月29日	道路除雪業務委託（京北自治振興会）	予定 総額	19,869,190		19,869,190	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	京北自治振興会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
032 令和6年11月29日	道路凍結防止剤散布業務（京北地域他）	予定 総額	19,361,925		19,361,925	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	京北町建設業協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
033 令和6年11月29日	道路凍結防止剤散布業務（花脊地域他）	予定 総額	4,352,260		4,352,260	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	藤井産業	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
034 令和6年12月27日	トンネル保守点検業務委託（京北トンネル、笠トンネル）	7,810,000		7,810,000	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	パナソニック環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
035 令和5年12月28日	伏見北堀公園施設更新（ポンプ更新）工事	4,576,000		4,832,300	建設局土木管理部伏見土木みどり事務所	株式会社鈴建	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
036 令和6年05月17日	道路環境維持作業（堤防除草）近畿地方整備局淀川河川事務所桂川出張所管内	6,842,000		6,821,100	建設局土木管理部伏見土木みどり事務所	株式会社荒木飼料店	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
037 令和6年05月17日	道路環境維持作業（堤防除草）近畿地方整備局淀川河川事務所伏見出張所管内（その2）	2,717,000		2,625,700	建設局土木管理部伏見土木みどり事務所	株式会社荒木飼料店	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
038 令和6年10月03日	令和6年度京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託	12,100,000		12,100,000	建設局自転車政策推進室	総合調査設計株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有		
039 令和6年04月30日	3・3・132向日町上鳥羽線及び3・5・183牛ヶ瀬馬場線道路整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務	83,479,000		69,399,000	建設局道路建設部道路建設課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
040 令和6年05月31日	向日町上鳥羽線他分筆登記等業務委託	6,079,700		4,253,700	建設局道路建設部道路建設課	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
041 令和6年10月09日	令和6年度大手筋通電線共同溝新設工事委託	10,978,000		12,472,900	建設局道路建設部道路環境整備課	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
042 令和6年12月04日	大手筋電線共同溝等引継図書作成業務委託	3,825,800		3,658,600	建設局道路建設部道路環境整備課	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	工事			
043 令和6年11月06日	後院通引込管路（その1）工事委託（2工区）	20,790,000		20,790,000	建設局道路建設部道路環境整備課	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
044 令和6年10月16日	八坂通電線共同溝予備設計等業務委託	29,074,100		29,074,100	建設局道路建設部道路環境整備課	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
045 令和6年04月12日	街路樹危険木対策工事（大宮通）（1）	17,582,400		18,912,300	建設局みどり政策推進室	株式会社中川道路	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
046 令和6年11月29日	伏見西部第五地区土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託（その3）	29,975,000		20,328,000	建設局都市整備部南部区画整理事務所	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこという。

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
047 令和7年01月23日	違法放置等物件解消作業業務委託	10,581,780		10,414,910	建設局都市整備部南部区画整理事務所	忠英道路株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
048 令和6年11月29日	道路除雪作業業務委託	予定 総額 25,335,200		14,938,550	建設局土木管理部左京土木みどり事務所	中辻造園土木工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
049 令和6年11月29日	道路凍結防止剤散布業務委託	予定 総額 10,766,580		11,214,555	建設局土木管理部左京土木みどり事務所	中辻造園土木工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
050 令和6年11月29日	道路凍結防止剤散布業務委託	予定 総額 14,793,570		5,647,730	建設局土木管理部左京土木みどり事務所	株式会社植田建設工業	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
051 令和6年09月30日	宝が池公園便所（3箇所）防虫忌避作業	958,100		958,100	建設局土木管理部左京土木みどり事務所	クリエイトアドバンス	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
052 令和7年01月08日	宝が池公園森林環境保全業務委託	2,431,000		2,431,000	建設局土木管理部左京土木みどり事務所	株式会社植徳	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
053 令和6年10月01日	元京都市ラクト健康・文化館維持管理業務委託（令和6年度下 半期）	6,287,142		5,752,542	建設局都市整備部市街地整備課	京都シティ開発株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度材料単価特別調査業務委託

2 担当所属名

建設局建設企画部監理検査課

3 契約締結日

(当初) 令和6年4月1日

(変更後) 令和7年3月14日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区梅田1丁目8番17号

一般財団法人建設物価調査会 大阪事務所

6 契約金額（税込み）

(当初) 7,810,000円

(変更後) 9,642,600円

7 契約内容

京都市土木積算システムにおいて使用する本市独自の土木資材（京都市型L型街渠ブロック等）及び、「特別調査の必要がある資材（※）」について、実勢価格を調査し、設計材料単価を決定する。

（※）物価資料等に掲載されていない資材で、調達価格（材料価格×使用数量）が1,000万円以上又は1資材の単価が100万円以上の資材

8 変更理由

当初契約における調査対象資材の数量及び規格等を変更したことに伴い、契約金額に変更が生じたため

9 根拠法令

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

材料単価を調査するには、工事積算で使用する材料に関する専門的知識や市場性及び流通等に係る専門的知識を必要とし、過去の受託実績を通じて蓄積してきた調査に関するノウハウが不可欠であり、一般的に売り手及び買い手企業は取引価格を外部に対して非公開としているため、資材特性に応じた実勢価格の把握を行うためには、取引実態に合った効率的な調査方法を有していることに

加え、売り手の商社、問屋及びメーカー等への調査経路を保持していなければならず、これらのノウハウを有しているのは、本業務における業務受託実績がある一般財団法人経済調査会と一般財団法人建設物価調査会であるが、一般財団法人経済調査会から業務内容上受託は困難である旨の通知を受けた。

また、一般財団法人建設物価調査会は、これまでの本市の材料単価の調査業務を継続して受託しており、本市の工事に係る資材の価格情報及びデータ等を保有しているため、期限内に契約履行を確実に行うことができる唯一の事業者である。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度京都市土木積算システム材料単価データ作成業務委託

2 担当所属名

建設局建設企画部監理検査課

3 契約締結日

(当 初) 令和6年4月1日

(変更後) 令和7年3月21日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号

一般財団法人建設物価調査会

6 契約金額（税込み）

(当 初) 13,090,000円

(変更後) 13,556,400円

7 契約内容

本市の土木工事等で使用する設計材料単価を特定するため、市場価格や物価資料を調査し、特定した単価を京都市土木積算システム（以下「積算システム」という。）で使用する設計材料単価としてデータ化するものである。

8 変更理由

当初契約時から仕様の変更（提供データ数の変更及び機能改良）を行ったため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

積算システム及び設計材料単価データの改定を行うに当たり、年2回の一般資材単価については、膨大な量を更新する必要があり、納期が短い毎月改定の主要資材単価においては、積算システムで使用可能なデータを遅滞なく速やかに作成し、これらの単価を工事等の発注業務従事者に提供する必要がある。

これらの業務遂行に当たっては、速やかに作業を進め、確実に期日までに作業を完了させなければならぬいため、設計材料単価の調査方法を熟知した、専門知識を有する者であることが不可欠であり、当該業務を遅滞なく履行する能力を有する事業者は、一般財団法人建設物価調査会（以下「建

設物価調査会」という。)と一般財団法人経済調査会(以下「経済調査会」という。)の二者に限定されるところ、経済調査会からは辞退届が提出されたため、建設物価調査会が確実に期限内の契約履行を行うことができる唯一の事業者と判断する。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度京都市土木積算システム保守管理業務委託

2 担当所属名

建設局建設企画部監理検査課

3 契約締結日

(当 初) 令和6年4月1日

(変更後) 令和7年2月20日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区赤坂5丁目2番20号

一般財団法人日本建設情報総合センター

6 契約金額（税込み）

(当 初) 37,257,000円

(変更後) 37,277,900円

7 契約内容

本業務は、京都市土木積算システム（以下「積算システム」という。）の保守、管理及び障害発生時の早期対応等、積算システムを正常に機能させることを目的とする一連の業務である。

8 変更理由

積算基準の先行改定対応、事務誤り防止のための機能追加、当初予定していた改修内容の変更等

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

積算システムの運用に当たっては、システムデータの配信、積算実務者からのシステム操作支援依頼、障害発生時の対応、さらにはデータの修正等の運用支援を適正かつ迅速に行う必要がある。

また、積算システムに組み入れる基礎データ（国土交通省準拠の土木工事標準積算基準書及び基礎データ等）の年度及び月次改定におけるデータの作成及び更新作業も必要となる。

さらに、土木工事標準積算基準書の改定等にも迅速に対応し、本市独自単価及び歩掛データ等をシステムに対応させるための開発、改良にも携わる必要がある。

委託先の一般財団法人日本建設情報総合センターは、積算システムの開発事業者として、積算シ

システムの詳細なプログラムの内容等について、十分な知識と技術力及び適正かつ確実に業務を遂行する能力を有し、既存の機能を損なうことなく業務を履行することが可能である唯一の事業者である。さらに、他の事業者が履行内容を実施し、積算システムに不具合が発生した場合は、その原因究明及び修理等の対応が困難となるとともに、その責任区分が不明確となる。

以上により、また、本件は地方公共団体の物品等の特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける物品等の調達契約に該当することから、地方公共団体の物品等の特定役務の調達手続の特例第11条第1項第2号に該当するものとして随意契約を行うものである。

随意契約締結結果報告書

1 件名

今熊野橋補修（その3）工事

2 担当所属名

建設局土木管理部橋りょう健全推進課

3 契約締結日

（当初）令和6年1月17日

（変更後）令和7年3月5日

4 履行期間

令和6年1月18日から令和8年3月13日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区油小路通塩小路下ル東油小路町533-6
大鉄工業株式会社

6 契約金額（税込み）

（当初）151,800,000円

（変更後）163,823,000円

7 契約内容

今熊野橋の架替工事における床版や高欄等のコンクリート工や路面工、交通管理工等を実施するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

桁運搬工、地組工の計画を詳細に見直した結果、運搬施設の変更、地組架台の変更が生じた。落下物防止柵の延長が変更になった。地組ヤードを上鳥羽ヤードから横大路ヤードに変更したため、その整備が追加となった。交通誘導員数が当初想定より少なくなった。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

本工事の交通管理工は、JR委託工事施工中の交通規制や交通誘導員の配置を含んでいる。JR委託工事は線路内の作業が多く、列車運行状況に応じて当日に施工時間が変動するため、柔軟に交通規制の変更や交通誘導員の配置を行う必要があり、JR委託工事と密接に連携し、一貫した交通管理を

行う必要がある。

床版や高欄等のコンクリート工は、橋りょうを3分割して架替を進めるため、既設部と新設部の接合部においては線路上空が開口されている状態となることから、鉄道運行への影響を考慮し、線路上空での安全対策を行う必要がある。そのため、精緻な施工計画の立案や施工管理が求められ、鉄道近接工事に関する技術を有していなければならない。

また、新設上部工形式は合成床版橋であり、上部工を構成する床版や高欄とJR委託工事で設置する桁は密接不可分な構造となっていることや次のステップで施工する桁や床版と問題なく接合する必要があるため、一体的かつ精緻な施工管理を行う必要がある。

さらに、他の事業者が本工事を実施し、JR委託工事施工中の交通規制や上部工に不具合が発生した場合、JR委託工事の施工業者と責任区分の範囲が不明確になるとともに迅速な対応が困難となる。

以上により、本工事を適正に履行できるのはJR委託工事の請負業者である大鉄工業株式会社のみであるため、同社と随意契約を行う。

随意契約締結結果報告書

1 件名

大石道跨線橋撤去に伴う道路改築工事

2 担当所属名

建設局土木管理部橋りょう健全推進課

3 契約締結日

令和7年3月21日

4 履行期間

令和7年3月22日から令和9年3月15日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市淀川区宮原4丁目1番6号

名工建設株式会社

6 契約金額（税込み）

82,500,000円

7 契約内容

大石道跨線橋撤去に伴い、道路施設の復旧及び安全対策を行うもの。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

JR東海と綿密な調整を行ったうえで、交通誘導警備員の配置を計画する必要があることや一貫した施工が求められることなどから、本工事とJR東海委託工事は、密接不可分の関係であり、その適正な履行を確保できるのは、JR東海委託工事の受注者である名工建設株式会社のみであるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 6年度

工 事 場 所 京都市山科区上花山久保町地内

路線名又は河川名等

工 事 名 大石道跨線橋撤去に伴う道路改築工事

工 期 契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで

事 業 課 (所) 名 橋りょう健全推進課

京都市 建設局

京都市

工事概要

工事延長				m	66.7
舗装工	m2	274	安全対策施設設置工	m3	24
道路付属施設工	式	1	排水構造物工	m	20
構造物撤去工	式	1	仮設工	式	1

施工理由

本件は、「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」等に基づき、大石道跨線橋撤去に伴い道路施設の復旧及び安全対策等を行うものである。

		設計額
工 事 費		87,208,000 円
内 訳	工 事 価 格	79,280,000 円
	消 費 税 相 当 額	7,928,000 円
支 給 品 費		0 円

京都市 建設局

京都市

積算内訳書（本01）

工事名	大石道跨線橋撤去に伴う道路改築工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳	
道路改良		式	1	37,203,781		
舗装工		式	1	987,034		
アスファルト舗装工		式	1	987,034	上層路盤(車道・路肩部) 58 材料:再生粒度調整碎石(RM30), 平均幅員:3.0m超, 全仕上り厚:200mm 不陸整正 216 補足材料の有無:有, 補足材料平均厚さ:49mm以上55mm未満, 補足材料:再生粒度調整碎石(RM30) 基層(車道・路肩部) 274 平均幅員:3.0m超, 1層当平均仕上厚:50mm, 材料:再生粗粒度アスコン(20), 瀝青材料種類:フライスコート(PK-3) 表層(車道・路肩部) 274 平均幅員:3.0m超, 1層当平均仕上厚:40mm, 材料:再生密粒度アスコン(13), 瀝青材料種類:タックコート(PK-4)	m2
安全対策施設設置工		式	1	2,225,021		
作業土工 (参考数量)		式	1	522,080	床掘り 80 土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模) 埋戻し 60 施工方法:上記以外(小規模), 土質:土砂 土砂等運搬 20 土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む) 残土等処分 20 土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3

積算内訳書（本01）

工事名	大石道跨線橋撤去に伴う道路改築工事			事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳		
安全対策施設工	式	1	1,640,932	基礎砕石 碎石の厚さ:17.5cmを超える20.0cm以下, 碎石の種類:再生クラッシャン40~0 均しコンクリート 構造物種別:無筋・鉄筋構造物, コンクリート規格:18-8-40(高炉), 養生工の種類 :一般養生 コンクリート 構造物種別:無筋・鉄筋構造物, コンクリート規格:24-12-25(20)(高炉), 養生工 の種類:一般養生 鉄筋 鉄筋材料規格・径:SD345 D13, 規格・仕様区分:一般構造物 鉄筋 鉄筋材料規格・径:SD345 D16~25, 規格・仕様区分:一般構造物 均しコンクリート型枠 型枠の種類:一般型枠, 構造物の種類:均しコンクリート 型枠 型枠の種類:一般型枠, 構造物の種類:鉄筋・無筋構造物	22 2 24 0.48 0.83 3 49	m2 m3 m3 t t m2 m2
天端保護工	式	1	62,009	埋戻し 施工方法:上記以外(小規模), 土質:土砂, 埋戻材:流用土 基礎砕石 碎石の厚さ:7.5cmを超える12.5cm以下, 碎石の種類:再生クラッシャン40~0 コンクリート 構造物種別:無筋・鉄筋構造物, コンクリート規格:18-8-40(高炉), 養生工の種類 :一般養生	1 14 1 1	m3 m2 m3 m3
道路付属施設工	式	1	2,365,546			
道路付属物工	式	1	662,645	視線誘導標 縁石鉢 道路鉢 車線分離標	2 5 8 7	基 基 基 基
縁石工	式	1	234,500	歩車道境界ブロック 作業区分:設置, ブロック規格:B種(180/205×250×600), 基礎砕石規格:RC-4 0, 均し基礎コンクリート規格:18-8-25(BB)	28	m
防護柵工	式	1	445,060	ガードレール 施工区分:土中建込, 規格・仕様:Gr-C-4E, 施工規模による加算:21m未満 ガードレール 施工区分:コンクリート建込, 規格・仕様:Gr-C-2B, 施工規模による加算:21m未満	7 9	m m

積算内訳書（本01）

工事名	大石道跨線橋撤去に伴う道路改築工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳		
防止柵工	式	1	234,600	横断防止柵 施工区分:コンクリート建込 横断防止柵 施工区分:ペースプレート式	5	m
区画線工	式	1	36,741	溶融式区画線 施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:実線 15cm, 塗布厚:1.5mm, 溶融式塗料規格:含有量15~18% 溶融式区画線 施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:実線 30cm, 塗布厚:1.5mm, 溶融式塗料規格:含有量15~18% 溶融式区画線 施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:セブン 45cm, 塗布厚:1.5mm, 溶融式塗料規格:含有量15~18% 溶融式区画線 施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:矢印・記号・文字, 塗布厚:1.5mm, 溶融式塗料規格:含有量15~18% 区画線消去 施工方法区分:削取り式	58 2 4 1 9	m m m 箇所 m
照明工	式	1	752,000	道路照明灯設置(市街灯) (照明器具支給品) 作業区分:設置, 支柱種類:鋼管支柱 メッキ後指定色塗装, 照明器具種類:LED 照明灯20VA型	2	基
排水構造物工	式	1	913,682			
作業土工 (参考数量)	式	1	169,005	床掘り 土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模) 埋戻し 施工方法:上記以外(小規模), 土質:土砂 土砂等運搬 土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む) 残土等処分 土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	30 20 5 5	m3 m3 m3 m3

積算内訳書 (本01)

工事名	大石道跨線橋撤去に伴う道路改築工事			事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
自由勾配側溝工	式	1	391,720	自由勾配側溝 規格・仕様区分:300×800×2000, 1000kg/個以下, 基礎コンクリート・基礎砕石・ 底部コンクリート含む 自由勾配側溝 規格・仕様区分:300×900×2000, 1000kg/個以下, 基礎コンクリート・基礎砕石・ 底部コンクリート含む 蓋版 作業区分:据付け, 蓋版の種類:300用, 規格・仕様区分:40を超えるkg/枚 以下	4 m 4 m 8 枚
現場打側溝工	式	1	352,957	基礎砕石 砕石の厚さ:12.5cmを超える17.5cm以下, 砕石の種類:再生グラッシュ40~0 型枠 型枠の種類:一般型枠, 構造物の種類:小型構造物 コンクリート 構造物種別:小型構造物, コンクリート規格:18-8-25(高炉), 養生工の種類:一般 養生 現場打側溝蓋 コンクリート規格:24-12-25(高炉), 鉄筋材料規格・径:SD345 D13, 埋設型枠厚:6 mm	9 m2 19 m2 2 m3 12 m
構造物撤去工	式	1	5,807,699		
下部工撤去工	式	1	5,139,965	床版カット切断 切断深さ:20cm以下 ワイヤーカット 工種区分:鉄筋構造の下部工 コアボーリング 削孔径:50mm 下部工プロック撤去 (南側) 分割工法:カット工法及びワイヤーカット工法, ラフテレンクレーン規格:25t吊, 吊り金具 含む 下部工プロック撤去 (北側) 分割工法:カット工法及びワイヤーカット工法, ラフテレンクレーン規格:13t吊, 吊り金具 含む コンクリートアンカー(樹脂カプセル)取付	45 m 41 m2 27 m 3 日 3 日 200 本

積算内訳書（本01）

工事名	大石道跨線橋撤去に伴う道路改築工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳		
舗装版撤去工	式	1	202,095	アンカーボルト規格:M20×300,樹脂ガーベル:R-19LN同等品以上,コンクリート削孔含む 舗装版切断 舗装版種別:アスファルト舗装版,アスファルト舗装版厚:15cm以下 舗装版破碎 舗装版種別:アスファルト舗装版,アスファルト舗装版厚:15cm以下	75	m
構造物取壊し工	式	1	72,310	コンクリート構造物取壊し 構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工	7	m3
運搬処理工	式	1	393,329	殻運搬 殻種別:アスファルト殻 殻運搬 殻種別:コンクリート殻(鉄筋) 殻運搬 殻種別:コンクリート殻(無筋) 殻処分 殻種別:アスファルト殻 殻処分 殻種別:コンクリート殻(鉄筋) 殻処分 殻種別:コンクリート殻(無筋)	25 16 13 25 16 13	m3 m3 m3 m3 m3 m3
仮設工	式	1	24,904,799			
土留・仮締切工	式	1	33,945	軽量鋼矢板 作業区分:設置・撤去 軽量鋼矢板賃料 軽量鋼矢板型式:1型,賃料期間:90日(3ヶ月)以内,修理費及び損耗費含む	6 1	m 式
防護施設工	式	1	900,603	仮囲い 作業区分:撤去,仮囲い高さ:3.0m,供用日数:120日 仮柵 作業区分:撤去,仮柵高さ:1.8m,供用日数:120日 仮設門扉 作業区分:撤去,高さ:3.0m,幅:4.5m,供用日数:120日 仮設門扉 作業区分:撤去,高さ:3.0m,幅:3.6m,供用日数:120日	73 25 2 1	m m 基 基

積算内訳書（本01）

工事名	大石道跨線橋撤去に伴う道路改築工事			事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳		
作業ヤード整備工 (南側)	式	1	1,434,012	ヤード整備(盛土) ヤード整備(盛土材) 盛土材:購入土(75μm通過10%以下) ヤード復旧(盛土撤去) ヤード復旧(路盤工) 全仕上り厚さ:100mm, 材料:再生クラッシャン RC-40 土のう 作業内容:仕拵・積立・撤去, 袋詰土区分:購入土(75μm通過10%以下) フェンス撤去復旧 材料:再利用 防草シート撤去復旧 シート規格:幅2.0×30(m) 廃プラスチック運搬 廃プラスチック種類:土のう袋・防草シート, 積込工法区分:人力積込 廃プラスチック処分 廃プラスチック種類:土のう袋・防草シート 土砂等運搬 土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む) 残土等処分 土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	50 70 70 200 197 16 72 50 50 60 60	m3 m3 m3 m2 袋 m m2 kg kg
作業ヤード整備工 (北側)	式	1	1,022,839	ヤード整備(切土) ヤード整備(路盤工) 材料:再生クラッシャン RC-40, 全仕上がり厚:100mm ヤード復旧(路盤撤去工) ヤード復旧(敷均し) 土木シート 作業区分:設置・撤去, シート規格:厚0.18~0.25(mm) 敷鉄板 作業区分:設置・撤去 敷鉄板賃料 敷鉄板の種類:22×1,524×3,048(mm), 供用日数:720日(24ヶ月)以内 角バーバー撤去復旧 材料:再利用 樹木移設復旧	50 129 10 129 129 47 10 9 1	m3 m2 m3 m2 m2 m2 枚 本 本

積算内訳書（本01）

工事名	大石道跨線橋撤去に伴う道路改築工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳		
				樹高:1.8m 廃プラスチック運搬 廃プラスチック種類:土木シート, 積込工法区分:人力積込 廃プラスチック処分 廃プラスチック種類:土木シート 廃路盤材運搬 廃路盤材種類:再生砕石 廃路盤材処分 廃路盤材種類:再生砕石	13 13 10 10	kg kg m3 m3
交通管理工	式	1	21,513,400	交通誘導警備員 (昼間) 交通誘導警備員B 交通誘導警備員 (夜間) 交通誘導警備員B 交通誘導警備員 (24時間) 交通誘導警備員B	320 550 300	人日 人日 人日
直接工事費	式	1	37,203,781			
共通仮設	式	1	12,880,746			
共通仮設費	式	1	7,968,746			
運搬費	式	1	59,535	仮設材運搬費 仮設材種類:軽量鋼矢板 仮設材運搬費 仮設材種類:敷鉄板	0.1 8	t t
事業損失防止施設費	式	1	1,005,280	試掘調査 試掘範囲:W1500×L4000×H1000, 材料:再生粗粒度アスコン(20) 家屋調査費 構造区分:工作物, 調査面積:9.0m ²	2 1	箇所 式
役務費	式	1	5,520,000	借地料 借地期間:24ヶ月	1	式

積算内訳書（本01）

工事名	大石道跨線橋撤去に伴う道路改築工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳	
技術管理費	式	1	385,931	変位計測 計測対象:防音壁, 計測機器:IoTセンサー (Infra Eye同等品以上), 利用期間:4ヶ月	1	式
現場環境改善費	式	1	998,000			
共通仮設費（率計上）	式	1	4,912,000			
純工事費	式	1	50,084,527			
現場管理費	式	1	17,222,000			
工事原価	式	1	67,306,527			
一般管理費等	式	1	11,973,473			
工事価格	式	1	79,280,000			
消費税額及び地方消費税額	式	1	7,928,000			
工事費計	式	1	87,208,000			

随意契約締結結果報告書

1 件名

大塚跨線橋補修設計業務委託

2 担当所属名

建設局土木管理部橋りょう健全推進課

3 契約締結日

(当 初) 令和6年7月10日

(変更後) 令和7年1月8日

4 履行期間

令和6年7月11日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目33番10号

ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社

6 契約金額（税込み）

(当 初) 9,790,000円

(変更後) 9,498,500円

7 契約内容

東海旅客鉄道株式会社の東海道新幹線軌道敷内上空に架橋している大塚跨線橋について、橋りょう補修設計（補修設計及び設計に伴う調査・測量業務）を実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

軌道敷内作業に伴う安全対策費について、近接する業務と保安要員を併用できることとなったため、保安要員が不要となり、安全対策費が減額となった。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

橋りょう補修設計業務の実施範囲について、新幹線線路内における作業となるため、東海旅客鉄道株式会社と事前協議を行った結果、新幹線線路内における橋りょう本体の補修設計業務については、線路内の安全確保及びセキュリティ確保のため、「新幹線工事等保安関係標準示方書」に基づく工事従事員資格を有し、新幹線の運行保安及び施設管理に精通している業者による設計業務の実施

を求められた。

上記条件を全て満たす業者は、ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社の1社のみが該当するため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度上花山跨線橋他2橋点検業務委託（東海旅客鉄道）

2 担当所属名

建設局土木管理部橋りょう健全推進課

3 契約締結日

(当 初) 令和6年6月28日

(変更後) 令和7年1月31日

4 履行期間

令和6年6月29日から令和7年3月14日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目33番10号

ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社

6 契約金額（税込み）

(当 初) 15,477,000円

(変更後) 14,467,200円

7 契約内容

東海旅客鉄道株式会社の軌道敷内上空に架橋している上花山跨線橋他2橋について、橋りょう定期点検を実施する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

橋りょう点検の実施にあたって作業用足場（掛け足場）の設置を予定していたが、点検手法の見直し（トンネル点検作業車の併用）により点検日数が短縮し、費用の減額が可能となった。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

点検実施範囲が新幹線線路内における作業となるため、東海旅客鉄道㈱と事前協議を行った結果、新幹線線路内における橋りょう本体の点検については、線路内の安全確保及びセキュリティ確保のため、「新幹線工事等保安関係標準示方書」に基づく工事従事員資格を有し、新幹線の運行保安及び施設管理に精通している業者による点検業務の実施を求められた。

上記条件を全て満たす業者は、ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社の1社のみであるため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度桃山高架橋点検業務委託（近畿日本鉄道）

2 担当所属名

建設局土木管理部橋りょう健全推進課

3 契約締結日

(当初) 令和6年10月31日

(変更後) 令和7年2月20日

4 履行期間

令和6年11月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区西九条森本町77-308

全日本コンサルタント株式会社

6 契約金額（税込み）

(当初) 9,130,000円

(変更後) 8,954,000円

7 契約内容

近畿日本鉄道株式会社の軌道敷上空に架橋している桃山高架橋について、法定点検業務を実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

点検実施範囲が営業線近接工事保安関係標準示方書の適用範囲内となる近鉄京都線線路内における作業であることから、近畿日本鉄道株式会社と事前協議を行った結果、線路内における橋りょう本体の点検については、線路内の安全確保及びセキュリティ確保のため、近畿日本鉄道株式会社の指定する資格を保持した指定業者（全日本コンサルタント株式会社）にて実施することとなった。

以上のことから、全日本コンサルタント株式会社と点検業務に係る随意契約を行う。

また、関係機関との協議により交通誘導警備員の人数が減ったため、変更した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

西羽東師排水機場維持補修（1号サージタンクゲート整備）工事

2 担当所属名

建設局土木管理部河川整備課

3 契約締結日

(当 初) 令和5年12月4日

(変更①) 令和6年3月18日

(変更後) 令和6年11月21日

4 履行期間

令和5年12月5日から令和7年3月15日

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市中央区本町一丁目8番12号

株式会社日立プラントサービス

6 契約金額（税込み）

(当 初) 26,180,000円

(変更①) 変更なし（履行期間のみ変更）

(変更後) 26,701,400円

7 契約内容

1号サージタンクゲートの巻上機の更新

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（変更理由）現場閉所について、4週8休が達成され、労務費等が増額となつたため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

随意契約締結結果報告書

1 件名

新川排水機場維持補修（燃料系統機器更新）工事

2 担当所属名

建設局土木管理部河川整備課

3 契約締結日

(当 初) 令和5年10月30日

(変更①) 令和6年3月18日

(変更後) 令和6年12月11日

4 履行期間

令和5年10月31日から令和6年12月25日

5 契約の相手方の住所及び商号等

明石市本町2丁目2番20号朝日生命ビル

新菱工業株式会社

6 契約金額（税込み）

(当 初) 33,660,000円

(変更①) 変更なし（履行機関のみ変更）

(変更後) 36,320,900円

7 契約内容

主ポンプを駆動させるためのディーゼルエンジン用燃料系統機器の更新。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（変更理由）

・ ウイングポンプを設置するのに当たり、防油堤を改修する必要が生じたため。

・ 現場閉所について、4週8休が達成されたため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

随意契約締結結果報告書

1 件名

新美豆排水機場維持補修（2号エンジンほか更新）工事

2 担当所属名

建設局土木管理部河川整備課

3 契約締結日

(当 初) 令和6年2月1日

(変更後) 令和7年3月12日

4 履行期間

令和6年2月2日から令和7年6月13日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

尼崎市浜一丁目1番1号

クボタ環境エンジニアリング株式会社

6 契約金額（税込み）

(当 初) 240,900,000円

(変更後) 241,840,500円

7 契約内容

2号エンジン及び減速機の更新、2号主ポンプの整備

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(変更理由)

工場での分解整備時に、ポンプ部品の著しい劣化が判明し部品の交換が必要となつたため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

随意契約締結結果報告書

1 件名

小栗栖排水機場維持補修（空気圧縮機等整備）工事

2 担当所属名

建設局土木管理部河川整備課

3 契約締結日

(当 初) 令和6年8月28日

(変更後) 令和7年1月22日

4 履行期間

令和6年8月29日から令和7年3月14日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

尼崎市潮江1丁目3番30号

ヤンマーエネルギーシステム株式会社

6 契約金額（税込み）

(当 初) 2,090,000円

(変更後) 2,682,900円

7 契約内容

空気圧縮機及び空気制御盤の整備

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(随意契約理由)

空気圧縮機及び空気制御盤はエンジン始動装置の一部であり、これらの整備に当たって適切に整備及び部品交換を行うには、設計製作メーカーのみが有している使用部品の詳細な情報や独自の技術、蓄積されたデータが必要であるが、これらの情報は非公開であることから、設計製作メーカー以外が整備を行うことができないため。

(変更理由)

分解整備時に、空気圧縮機部品の著しい劣化が判明し部品の交換が必要となつたため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

西羽東師排水機場維持補修（2・3号サージタンクゲート整備）工事

2 担当所属名

建設局土木管理部河川整備課

3 契約締結日

令和6年12月2日

4 履行期間

令和6年12月3日から令和8年3月13日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市中央区本町一丁目8番12号
株式会社日立プラントサービス

6 契約金額（税込み）

63,030,000円

7 契約内容

2・3号サージタンクゲートの巻上機の更新

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本工事で更新する巻上機はサージタンクゲートの開閉に必要な機器である。これらを更新するには、製造者のみが有している、使用部品の詳細情報や仕様、設計情報等の独自の技術情報が必要であり、この情報は一般に公開されておらず、サージタンクゲート製造者以外では機器設計及び製作ができない。このため、当該サージタンクゲートの製造者である株式会社日立プラントサービスと随意契約を行うものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 6年度

工 事 場 所 京都市伏見区淀桶爪町6 3 4番地1 地内

路線名又は河川名等

工 事 名 西羽東師排水機場維持補修（2・3号サージタンクゲート整備）工
事

工 期 契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで

事 業 課（所）名 河川整備課

京都市 建設局

京都市

工事概要	2・3号サージタンクゲート整備				式	1
	開閉装置更新	式	1	塗装	式	1
	制動装置更新	式	1	試運転調整	式	1
	注油装置更新	式	1			
施工理由	西羽東師排水機場に設置されているサージタンク(調圧水槽)ゲートは設置から約30年、2・3号ゲートの巻上機等については整備後10年が経過している。本工事では電動機及びブレーキ等の取替を行うことにより、サージタンクゲート動作の信頼性を高めるとともに長寿命化を図るものである。 なお、本工事は、令和5年度発注の1号ゲートの整備に引き続き、2・3号ゲートの整備を行うものである。					
		設計額				
工事費		63,800,000 円				
内訳	工事価格	58,000,000 円				
	消費税相当額	5,800,000 円				
支給品費		0 円				

京都市 建設局

京都市

積算内訳書（本01）

工事名	西羽束師排水機場維持補修（2・3号サージタンクゲート整備）工事				事業区分 工事区分	機械設備 製作工
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳	
製作工		式	1	32,438,000		
河川用水門設備製作		式	1	32,438,000		
水門設備		式	1	32,438,000	開閉装置 ゲート用特殊電動機 制動装置 ミューリフターブレーキ	2 門分 2 門分
純製作費		式	1	32,438,000		
製作原価		式	1	32,438,000		
据付工		式	1	10,170,992		
河川用水門輸送工		式	1	62,400		
輸送工		式	1	62,400	機器輸送費	1 式
河川用水門設備据付		式	1	9,443,592		
河川用水門据付工		式	1	9,365,592	据付(更新)(開閉装置) 据付(更新)(制動装置) 据付(更新)(給油装置) 試運転調整費 機械経費 産業廃棄物処理	1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式
現場塗替塗装工		式	1	78,000	現場塗装(補修)	1 式
仮設工		式	1	665,000		
仮設費		式	1	665,000	仮設費	1 式
直接工事費		式	1	10,170,992		
共通仮設		式	1	1,675,000		

積算内訳書（本01）

工事名	西羽東師排水機場維持補修（2・3号サージタンクゲート整備）工事				事業区分 工事区分	機械設備 据付工
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳	
共通仮設費（率計上）		式	1	1,675,000		
純工事費		式	1	11,845,992		
現場管理費		式	1	2,501,000		
据付間接費		式	1	3,452,000		
据付工事原価		式	1	17,798,992		
設計技術費		式	1	1,371,000		
工事原価		式	1	51,607,992		
一般管理費等		式	1	6,392,008		
工事価格		式	1	58,000,000		
消費税額及び地方消費税額		式	1	5,800,000		
工事費計		式	1	63,800,000		

随意契約締結結果報告書

1 件名

寺田・周山排水機場維持補修（ポンプ制御盤設置ほか）工事

2 担当所属名

建設局土木管理部河川整備課

3 契約締結日

令和6年12月3日

4 履行期間

令和6年12月4日から令和8年3月13日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区七本松通今小路下ル末之口町437番地11
タキバ電機株式会社

6 契約金額（税込み）

35,420,000円

7 契約内容

水位計やポンプ自動起動用の制御盤等の設置

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

一般競争入札（公告日：令和6年9月30日、開札日：令和6年10月24日）により締結する予定であったが、応札した2者が無効（最低制限価格を下回る入札）となり、入札不成立となった。本工事は、令和7年度中に完成させる必要があり、改めて競争入札を実施した場合、適正工期を確保できないため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

無効な入札を行った2者に対して見積合わせを行い、要件を満たす1者を選定した。

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 6年度

工 事 場 所 右京区京北周山町下台他地内

路線名又は河川名等

工 事 名 寺田・周山排水機場維持補修（ポンプ制御盤設置ほか）工事

工 期 契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで

事 業 課（所）名 河川整備課

京都市 建設局

京都市

工事概要

揚排水機場電気設備工				式	1
盤類設置工	式	1	発電設備改修工	式	1
情報機器設置工	式	1	計測機器設置工	式	1
基礎、引込柱、配管・配線等	式	1	試運転調整	式	1

施工理由

寺田及び周山排水機場について、より円滑な運営を行うために、水位計の設置やポンプ自動起動用の制御盤の設置等を実施する。

		設 計 額
工 事 費		38,181,000 円
内 訳	工 事 価 格	34,710,000 円
	消 費 税 相 当 額	3,471,000 円
支 給 品 費		0 円

京都市 建設局

京都市

積算内訳書（本01）

工事名	寺田・周山排水機場維持補修（ポンプ制御盤設置ほか）工事				事業区分 工事区分	電気通信設備 電気設備（機器単体）
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳	
電気設備（機器単体）			式	1	14,873,400	
揚排水機場電気設備			式	1	14,873,400	
盤類	式	1	12,339,000	引込開閉器盤 屋外壁掛型 ポンプ制御盤 屋外自立型	1 2	面 面
情報機器	式	1	844,600	監視端末 モバイルルータ ルータ用UPS モバイルアンテナ	2 2 2 2	台 台 台 台
計測機器	式	1	1,689,800	圧力式水位計 検出器、チェーン、中空ケーブル、変換器共	2	組
機器単体費計（工場製作原価）	式	1	14,873,400			
電気設備	式	1	7,975,771			
揚排水機場電気設備工	式	1	7,948,051			
盤類設置工	式	1	203,740	引込開閉器盤設置 ポンプ制御盤設置	1 2	面 面
発電設備改修工	式	1	400,000	外部コネクタ撤去 試運転調整 諸経費	1 1 1	式 式 式
情報機器設置工	式	1	4,136,400	クラウド型監視システム設定費 設備取付費 試運転調整費 諸経費	2 2 2 2	箇所 箇所 箇所 箇所
計測機器設置工	式	1	169,760	圧力式水位計設置 1台目 圧力式水位計設置 2台目以降 防波管 VP有孔管 φ150	1 1 6	箇所 箇所 m

積算内訳書（本01）

工事名	寺田・周山排水機場維持補修（ポンプ制御盤設置ほか）工事				事業区分 工事区分	電気通信設備 電気設備
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳		
分電盤基礎設置工	式	1	219,775	分電盤基礎設置 寺田排水機場 分電盤基礎設置 周山排水機場 作業土工(電気) 名称(文字入力):盤類基礎	1 1 1 1	個所 個所 式
引込柱設置工	式	1	259,900	引込柱設置 規格(文字入力):9-14-2.5 塗装 根枷 支線・支線コード, 高さ:9m	1	本
配管・配線工	式	1	1,539,599	地中配管 管種(文字入力):FEP30, 径:30mm 地中配管 管種(文字入力):FEP40, 径:40mm 地中配管 管種(文字入力):FEP65, 径:65mm 地中配管 管種(文字入力):難燃FEP30, 径:30mm 地中配管 管種(文字入力):難燃FEP40, 径:40mm 地中配管 管種(文字入力):HIVE, 径:16mm 屋外配管 管種(文字入力):G28 塗装, 径:28mm 屋外配管 管種(文字入力):G42 塗装, 径:28mm 屋外配管 管種(文字入力):G70 塗装, 径:28mm 屋外配管 管種(文字入力):G70 塗装, 径:28mm, 高さ2m以上 屋外配線 線種:IVケーブル(600Vビニル絶縁電線), IVケーブル規格:5.5mm ² 屋外配線 線種:IVケーブル(600Vビニル絶縁電線), IVケーブル規格:8.0mm ² 屋外配線 線種:CVケーブル(600V架橋ボリケーブル), 心線数:3心, CVケーブル規格:600V 3.5mm 2×3C 屋外配線	8 2 20 8 8 3 9 7 59 1 1 78 3 16 85	m m m m m m m m m m m m m m m m m m

積算内訳書（本01）

工事名	寺田・周山排水機場維持補修（ポンプ制御盤設置ほか）工事				事業区分 工事区分	電気通信設備 電気設備
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳		
				線種:CVTケーブル(トリプルレックスケーブル), CVTケーブル規格:600V 60mm2 屋外配線 17 m 線種:配線各種 CVV1.25mm2-30C 屋外配線 9 m 線種:配線各種 水位計付属ケーブル敷設 埋設標識シート敷設 31 m 型式(文字入力):埋設標識シート, 規格(文字入力):2倍長 配管配線附属品 1 式 名称(文字入力):配管付属品等, 規格(文字入力):配線付属品等 作業土工(電気) 1 式 名称(文字入力):管路土工、アスファルト撤去、張コンクリート 裝運搬処理(電気) 1 式 名称(文字入力):As殻運搬処理 仮設費 1 式 高所作業用仮設		
フロボックス設置工	式	1	667,560	フロボックス設置 6 個 規格(文字入力):SUS製、防水型、指定色焼付塗装、寸法(文字入力):250 x250x200 フロボックス設置 4 個 規格(文字入力):SUS製、防水型、指定色焼付塗装、ET付, 寸法(文字入力):250x250x200 フロボックス設置 6 個 規格(文字入力):SUS製、防水型、指定色焼付塗装、ET付, 寸法(文字入力):300x300x300		
接地設置工	式	1	16,592	D種接地 2 極 型式(文字入力):D種接地, 規格(文字入力):接地極埋設票共		
防護柵設置工	式	1	179,752	防護柵設置工(横断・転落防止柵) 1 m ベースプレート式H1100、横ビーム4本、フロント、白 防護柵(横断・転落防止柵)撤去 2 m コンクリート建込、門型		
輸送費	式	1	156,000	輸送費 1 式		
スクラップ	式	1	-1,027	スクラップ 1 式 ヘビーH1		
仮設工	式	1	27,720			

積算内訳書（本01）

工事名	寺田・周山排水機場維持補修（ポンプ制御盤設置ほか）工事				事業区分 工事区分	電気通信設備 電気設備
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳	
交通管理工		式	1	27,720	交通誘導警備員 交通誘導警備員B	2 人日
直接工事費		式	1	7,975,771		
共通仮設		式	1	1,599,567		
共通仮設費		式	1	567		
運搬費		式	1	567	現場発生品及び支給品運搬 スクラップ 現場発生品及び支給品積込み・荷卸 スクラップ	1 式 1 式
共通仮設費（率計上）		式	1	1,599,000		
純工事費		式	1	9,575,338		
現場管理費		式	1	4,185,000		
機器間接費		式	1	2,634,079		
機器管理費		式	1	2,634,079		
工事原価		式	1	16,394,417		
一般管理費等		式	1	3,442,183		
工事価格		式	1	34,710,000		
消費税額及び地方消費税額		式	1	3,471,000		
工事費計		式	1	38,181,000		

随意契約締結結果報告書

1 件名

三栖排水機場維持補修（2号主ポンプほか更新）工事

2 担当所属名

建設局土木管理部河川整備課

3 契約締結日

令和7年2月4日

4 履行期間

令和7年2月5日から令和8年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

尼崎市浜一丁目1番1号

クボタ環境エンジニアリング株式会社

6 契約金額（税込み）

277,970,000円

7 契約内容

2号主ポンプ設備一式の更新

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

1回目の一般競争入札（公告日：令和6年10月30日、開札日：令和6年12月3日）及び2回目の一般競争入札（公告日：令和6年12月13日、開札日：令和6年12月26日）により締結する予定であったが、応札した2者が無効（最低制限価格を下回る入札）となり、入札不成立となつた。本工事は、令和7年度中に完成させる必要があり、改めて競争入札を実施した場合、適正工期を確保できないため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

無効な入札を行った2者に対して見積合せを行い、要件を満たす1者を選定した。

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 6年度

工 事 場 所 京都市伏見区葭島金井戸町 地内

路線名又は河川名等

工 事 名 三栖排水機場維持補修（2号主ポンプほか更新）工事

工 期 契約日の翌日から令和 8年 3月31日まで

事 業 課（所）名 河川整備課

京都市 建設局

工事概要

三栖排水機場の2号主ポンプ1台、エンジン1台、減速機1台と付帯設備の更新				式	1
2号主ポンプ	台	1	付帯設備	式	1
エンジン	台	1			
減速機	台	1			

施工理由

三栖排水機場の2号主ポンプについて、設置後50年以上が経過しており、長寿命化計画に基づき、更新をし、機能回復を図るものである。

		設 計 額
工 事 費		294,734,000 円
内 訳	工 事 価 格	267,940,000 円
	消 費 税 相 当 額	26,794,000 円
支 給 品 費		0 円

京都市 建設局

京都市

積算内訳書（本01）

工事名	三栖排水機場維持補修（2号主ポンプほか更新）工事				事業区分 工事区分	機械設備 製作工
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳	
製作工		式	1	217,149,500		
揚排水ポンプ設備製作		式	1	217,149,500		
主ポンプ設備		式	1	50,500,000	主ポンプ 横軸斜流, 主ポンプ口径:800mm, 主ポンプ吐出量90m ³ /min 主配管用弁 電動立軸バタフライ弁Φ800mm	1 台
主原動機		式	1	101,049,500	エンジン (消音器含む) エンジン形式:ディーゼル, 出力(数値入力):118kW, 回転数(数値入力):1,200min -1 別置ラジエーター 電動ファン付ラジエーター 吸排気管ダクト SGP黒管、ロックウールブランケット 厚75mm	1 台
動力伝達装置		式	1	14,800,000	減速機 減速機本体形式:平行軸, 伝達容量(数値入力):118kW, 入力回転数(数値入力):1,200min-1, 減速比(数値入力):3.87, 主ポンプ口径:800mm, 主ポンプ吐出量(数値入力):90m ³ /min	1 台
系統機器設備		式	1	12,100,000	真空ポンプ (補水槽含む) 真空ポンプ形式:湿式, 真空ポンプ口径:40mm, 出力:5.5kw 空気圧縮機 空気圧縮機形式:空冷, 出力(数値入力):3.7kW, 駆動機:エンジン 始動空気槽 容量(数値入力):100L, 本数:2本	1 台

積算内訳書（本01）

工事名	三栖排水機場維持補修（2号主ポンプほか更新）工事				事業区分 工事区分	機械設備 製作工
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳	
操作制御設備	式	1	38,700,000	機側操作盤(各種) 操作制御設備形式(文字入力):2号ポンプ機側操作盤 操作制御設備(各種) 操作制御設備形式(文字入力):共通補機制御盤 操作制御設備(各種) 操作制御設備形式(文字入力):1号主ポンプ制御盤 操作制御設備(各種) 操作制御設備形式(文字入力):2号主ポンプ制御盤 水位測定装置 電極式水位計	1	面
純製作費	式	1	217,149,500			
製作原価	式	1	217,149,500			
据付工	式	1	14,452,404			
揚排水ポンプ設備輸送工	式	1	149,000			
輸送工	式	1	149,000	揚排水ポンプ設備輸送	1	式
揚排水ポンプ設備据付	式	1	14,157,139			
揚排水ポンプ据付工	式	1	9,193,458	据付(揚排水ポンプ) 主ポンプ形式:横軸軸流, 主ポンプ吐出量:70~90m ³ /min 集中監視システム試運転立会費 荏原実業株式会社 試運転立会費 直接経費	1	式
作業土工	式	1	34,648	床掘り(掘削) 土質:土砂 埋戻し 上記以外(小規模), 土砂, 全ての費用 整地 作業区分:敷均し(ルーズ)	11 6 4	m ³ m ³ m ³

積算内訳書（本01）

工事名	三栖排水機場維持補修（2号主ポンプほか更新）工事				事業区分 工事区分	機械設備 据付工
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳	
コンクリート工	式	1	671,556	基礎材 基礎材規格(碎石の場合等):クラッシュ40～0, 敷厚:7.5cmを超える12.5cm以下 コンクリート コンクリート規格:24-8-25(20) (普通) コンクリート コンクリート規格:21-8-25(20) (普通) 均しコンクリート コンクリート規格:21-8-25(20) (普通), 敷厚:5cm 目あらし 型枠 型枠の種類:一般型枠 鉄筋 鉄筋材料規格・径:SD345 D13 モルタル仕上 機械はつり(ダイヤモンドカッター)	6 m2 6 m3 1 m3 0.3 m2 10 m2 13 m2 0.25 t 18 m2 2 か所	
水路工	式	1	735,012	プレキャストU型側溝 U型側溝規格:1種300C 側溝基礎 幅:40cm, 高さ:5cm, コンクリート規格:21-8-25(20) (普通) 側溝蓋 蓋版の規格:300 40×6×60	14 m 14 m 23 枚	
撤去工	式	1	2,821,558	ポンプ設備撤去工 制御盤類撤去工 金属くず運搬 スクラップ ヘビ-H1 スクラップ ステンレス 廃プラスチック運搬 廃プラスチック処分 カラスくず運搬 カラスくず処分 アスベスト運搬 アスベスト処分 裸運搬 裸種別:コンクリート殻(無筋) 殻処分 殻種別:コンクリート殻(無筋)	1 式 1 式 12.6 t -12.3 t -307 kg 0.166 t 166 kg 0.18 t 180 kg 1 式 70 kg 2 m3 2 m3	

積算内訳書（本01）

工事名	三栖排水機場維持補修（2号主ポンプほか更新）工事				事業区分 工事区分	機械設備 据付工
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳		
				殻運搬 殻種別:コンクリート殻(鉄筋) 殻処分 殻種別:コンクリート殻(鉄筋) コンクリート構造物取壊し 構造物区分:無筋構造物, 工法区分:人力施工 コンクリート構造物取壊し 構造物区分:鉄筋構造物, 工法区分:人力施工	4 4 2 4	m3 m3 m3 m3
電気配管配線撤去工	式	1	700,907	ケーブル及び電線配線 ビット配線, 40mm以下, 撤去(不使用) ケーブル及び電線配線(ラック配線) 仕上外径 40mm以下, 撤去(不使用), 抱縛なし ケーブル及び電線配線 ビット配線, 20mm以下, 撤去(不使用) ケーブル及び電線配線(ラック配線) 仕上外径 20mm以下, 撤去(不使用), 抱縛なし ケーブル及び電線配線 管内配線, 20mm以下, 撤去(不使用) ケーブル及び電線配線 ビット配線, 10mm以下, 撤去(不使用) ケーブル及び電線配線 管内配線, 10mm以下, 撤去(不使用) 電線管敷設 厚鋼, 70mm以下, 撤去(不使用), サドル留め, 2m未満, 補正なし 電線管敷設 厚鋼, 54mm以下, 撤去(不使用), サドル留め, 2m未満, 補正なし 電線管敷設 厚鋼, 36mm以下, 撤去(不使用), サドル留め, 2m未満, 補正なし 電線管敷設 厚鋼, 22mm以下, 撤去(不使用), サドル留め, 2m未満, 補正なし 金属製可とう電線管敷設 63mm以下, 撤去(不使用) 金属製可とう電線管敷設 38mm以下, 撤去(不使用) 金属製可とう電線管敷設 24mm以下, 撤去(不使用)	7 4 267 488 309 2 66 3 27 33 28 1 3 7	m m m m m m m m m m m m m m

積算内訳書（本01）

工事名	三栖排水機場維持補修（2号主ポンプほか更新）工事				事業区分 工事区分	機械設備 据付工
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳		
				ブルボックス設置 各種,撤去(不使用),25cm,25cm,15cm	1	個
				ブルボックス設置 各種,撤去(不使用),25cm,25cm,10cm	1	個
				ブルボックス設置 150×150×100mm,撤去(不使用)	2	個
				銅線運搬	0.133	t
				スクラップ 1号銅線	-22	kg
				スクラップ 2号銅線	-111.2	kg
仮設工	式	1	146,265			
足場支保工(機械設備) (参考数量)	式	1	51,975	足場 安全ネット:有り	11	掛m2
交通管理工	式	1	94,290	交通誘導警備員	7	人日
直接工事費	式	1	14,452,404			
共通仮設	式	1	2,555,000			
共通仮設費（率計上）	式	1	2,555,000			
純工事費	式	1	17,007,404			
現場管理費	式	1	4,203,000			
据付間接費	式	1	5,237,000			
据付工事原価	式	1	26,447,404			
設計技術費	式	1	6,398,000			
工事原価	式	1	249,994,904			
一般管理費等	式	1	17,945,096			

積算内訳書（本01）

工事名	三栖排水機場維持補修（2号主ポンプほか更新）工事				事業区分 工事区分	機械設備 据付工
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳	
工事価格		式	1	267,940,000		
消費税額及び地方消費税額		式	1	26,794,000		
工事費計		式	1	294,734,000		

随意契約締結結果報告書

1 件名

新川排水機場機維持補修（非常用発電設備整備）工事

2 担当所属名

建設局土木管理部河川整備課

3 契約締結日

令和7年3月31日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和7年11月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

尼崎市潮江1丁目3番30号

ヤンマーエネルギー・システム株式会社

6 契約金額（税込み）

22,000,000円

7 契約内容

非常用発電設備の整備及び部品交換

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

非常用自家発電設備の整備に当たって適切に整備及び部品交換を行うには、設計製作メーカーのみが有している使用部品の詳細な情報や独自の技術、蓄積されたデータが必要であるが、これらの情報は非公開であることから、設計製作メーカー以外が整備を行うことができないため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 6年度

工 事 場 所 京都市南区久世止久世町 地内

路線名又は河川名等

工 事 名 新川排水機場維持補修（非常用発電設備整備）工事

工 期 契約日の翌日から令和 7年11月28日まで

事 業 課（所）名 河川整備課

京都市 建設局

京都市

工事概要

非常用発電設備整備				式	1
非常用発電設備整備	式	1			
仮設発電機設置	式	1			

施工理由

当該工事は、新川排水機場の非常用発電設備に不具合が生じており、停電時に電源供給ができない状態となっているため、部品交換を実施し、機能回復を図るものである。

		設 計 額
工 事 費		22,979,000 円
内 訳	工 事 価 格	20,890,000 円
	消 費 税 相 当 額	2,089,000 円
支 給 品 費		0 円

京都市 建設局

京都市

積算内訳書（本01）

工事名	新川排水機場維持補修（非常用発電設備整備）工事				事業区分 工事区分	機械設備 製作工
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳	
製作工			式	1	6,599,000	
揚排水ポンプ設備製作			式	1	6,599,000	
電源設備			式	1	6,599,000	発電設備エンジン 型式：6HAL2-HT
純製作費			式	1	6,599,000	
製作原価			式	1	6,599,000	
据付工			式	1	6,463,028	
揚排水ポンプ設備輸送工			式	1	180,000	
輸送工			式	1	180,000	揚排水ポンプ設備輸送
揚排水ポンプ設備据付			式	1	633,128	
揚排水ポンプ据付工			式	1	516,474	材料費 補助材料費 労務費
撤去工			式	1	116,654	揚排水ポンプ設備撤去工 金属くず運搬 スクラップ
仮設工			式	1	5,649,900	
電力設備工			式	1	5,649,900	仮設発電機 300kVA 労務費
直接工事費			式	1	6,463,028	
共通仮設			式	1	1,215,000	
共通仮設費（率計上）			式	1	1,215,000	

積算内訳書（本01）

工事名	新川排水機場維持補修（非常用発電設備整備）工事				事業区分 工事区分	機械設備 据付工
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳	
純工事費			式	1	7,678,028	
現場管理費			式	1	1,914,000	
据付間接費			式	1	848,000	
据付工事原価			式	1	10,440,028	
設計技術費			式	1	696,000	
工事原価			式	1	17,735,028	
一般管理費等			式	1	3,154,972	
工事価格			式	1	20,890,000	
消費税額及び地方消費税額			式	1	2,089,000	
工事費計			式	1	22,979,000	

随意契約締結結果報告書

1 件名

緊急工事（北部土木みどり事務所管内）（その1）

2 担当所属名

建設局土木管理部北部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年6月18日

4 履行期間

令和6年6月18日から令和6年10月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

日新建工・清瀬産業地域維持型建設共同企業体

京都市北区紫竹北大門町72番地1

代表者 日新建工株式会社

6 契約金額（税込み）

16,060,000円

7 契約内容

令和6年6月18日の豪雨により一般市道中川1号線の法面が崩落したため、緊急的に崩土撤去及び大型土のうを設置し、法面工により法面復旧を行うもの。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

上記7により入札手続きを経る期間が無いため、「（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（北部土木みどり事務所）」に係る「緊急工事に関する特約事項」により日新建工・清瀬産業地域維持型建設共同企業体に、緊急工事を随意契約するもの。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 6年度

工 事 場 所 京都市北区中川東山地内

路線名又は河川名等

工 事 名 緊急工事（北部土木みどり事務所管内）（その1）

工 期 令和 6年 6月18日から令和 6年10月31日まで

事 業 課（所）名 北部土木みどり事務所

京都市 建設局

京都市

工事概要

工事延長				m	17
崩土等撤去	式	1	法面整形（切土部）	m2	200
吹付杵	m2	202	法面排水工	m	80
落石防護柵撤去・復旧	m	12	仮設工	式	1

施工理由

本工事は、令和6年6月18日の豪雨により一般市道中川1号線の法面が崩落したため、緊急的に崩土撤去及び大型土のうを設置し、法面工により法面復旧を行うものである。

		設 計 額
工 事 費		18,282,000 円
内 訳	工 事 価 格	16,620,000 円
	消 費 税 相 当 額	1,662,000 円
支 給 品 費		0 円

京都市 建設局

京都市

積算内訳書（本01）

工事名	緊急工事（北部土木みどり事務所管内）（その1）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路改良
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳	
道路改良		式	1	7,252,968		
道路土工		式	1	1,143,708		
崩土等撤去 (緊急対応)		式	1	363,660	土砂等運搬 高含水粘性土（岩塊, 草木混り） 残土等処分 高含水粘性土（岩塊, 草木混り） 土砂等運搬 混合廃棄物 混合廃棄物処分 混合廃棄物	20 20 1 1 m3 m3 m3 m3
土留・仮締切工 (緊急対応)		式	1	130,428	土のう 大型土のう規格:2t用, 径110×高110cm, 丸型, 長期仮設(3年) 対応 土のう 土のう	12 24 袋 袋
法面整形工		式	1	649,620	法面整形(切土部) 現場制約:有り, 土質:けい質土、砂及び砂質土、粘性土 土砂等運搬 土砂（岩塊, 玉石混り土含む） 残土等処分 土砂（岩塊, 玉石混り土含む）	200 20 20 m2 m3 m3
法面工		式	1	5,459,820		
法枠工		式	1	5,459,820	吹付枠 法枠規格:断面 200×200, 中詰材種類:植生基材吹付工 t=5cm 法面排水工	202 80 m2 m
落石雪害防止工		式	1	411,840		
落石防護柵工		式	1	411,840	落石防護柵撤去・復旧	12 m
仮設工		式	1	237,600		
交通管理工		式	1	237,600	交通誘導警備員	18 人日

積算内訳書（本01）

工事名	緊急工事（北部土木みどり事務所管内）（その1）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路改良
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳	
直接工事費		式	1	7,252,968		
共通仮設		式	1	1,519,000		
共通仮設費（率計上）		式	1	1,519,000		
純工事費		式	1	8,771,968		
現場管理費		式	1	4,944,000		
工事原価		式	1	13,715,968		
一般管理費等		式	1	2,904,032		
工事価格		式	1	16,620,000		
消費税額及び地方消費税額		式	1	1,662,000		
工事費計		式	1	18,282,000		

随意契約締結結果報告書

1 件名

緊急工事（北部土木みどり事務所管内）（その2）

2 担当所属名

建設局土木管理部北部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年5月28日

4 履行期間

令和6年5月28日から令和6年12月27日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

日新建工・清瀬産業地域維持型建設共同企業体

京都市北区紫竹北大門町72番地1

代表者 日新建工株式会社

6 契約金額（税込み）

3,308,800円

7 契約内容

令和6年5月28日の豪雨により本市が管理する水路が崩落する災害が発生した。水路は民地と隣接しており、出水期に差し掛かっており、台風等による土砂崩落等の二次的な被害の発生を回避することを目的に、至急石積みを補修する必要があるため、水路の原状復旧を行うもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

上記7により入札手続きを経る期間が無いため、「（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（北部土木みどり事務所）」に係る「緊急工事に関する特約事項」により日新建工・清瀬産業地域維持型建設共同企業体に、緊急工事を随意契約するもの。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 6年度

工 事 場 所 京都市北区雲ヶ畠中津川町 地内

路線名又は河川名等

工 事 名 緊急工事（北部土木みどり事務所管内）（その 2）

工 期 令和 6年 5月28日から令和 6年12月27日まで

事 業 課（所）名 北部土木みどり事務所

京都市 建設局

京都市

工事概要

工事延長				m	9.2
アンカ式空石積	m2	11	ポリエチレンU字溝	m	9.2
構造物撤去工	式	1			

施工理由

豪雨により、本市が管理する水路が崩落する災害が発生した。水路は民地と隣接しており、出水期に差し掛かっており、台風等による土砂崩落等の二次的な被害の発生を回避することを目的に、至急石積みを補修する必要があるため、水路の原状復旧を行うもの。

		設 計 額
工 事 費		3,377,000 円
内 訳	工 事 価 格	3,070,000 円
	消 費 税 相 当 額	307,000 円
支 給 品 費		0 円

京都市 建設局

京都市

積算内訳書（本01）

工事名	緊急工事（北部土木みどり事務所管内）（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 河川修繕
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳	
河川修繕		式	1	1,519,650		
河川土工		式	1	16,401		
掘削工		式	1	16,401	掘削 7 土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模), 施工数量:小規模(標準以外)	m ³
石・ブロック積(張)工		式	1	1,011,003		
作業土工		式	1	436,548	床掘り 6 土質:土砂 埋戻し 2 土質区分:土砂, 土質:流用土 土砂等運搬 30 土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む) 残土等処分 30	m ³
石積(張)工		式	1	574,455	アンカ式空石積 11 石積(張)基礎 0.4 コンクリート規格:各種 現場打天端コンクリート 2 コンクリート規格:各種 あと施工アンカ 19 アンカ規格:SD345 D13, L=600	m ² m ³ m ³
排水構造物工		式	1	338,130		
側溝工		式	1	338,130	ボーリエレンU字溝 9 溝幅:500mm	m
構造物撤去工		式	1	98,196		
排水構造物撤去工		式	1	36,756	コルゲートバーベ撤去 9 作業区分:撤去	m
運搬処理工		式	1	61,440	現場発生品運搬 320 現場発生品:廃プラスチック 現場発生品処分 0.32 現場発生品:廃プラスチック	kg t
仮設工		式	1	55,920		

積算内訳書（本01）

工事名	緊急工事（北部土木みどり事務所管内）（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 河川修繕
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳		
工事用道路工	式	1	16,320	土のう 大型土のう規格:耐候性大型土のう, ϕ 110(丸形) × 110cm	24	袋
交通管理工	式	1	39,600	交通誘導警備員 交通誘導警備員B, 昼間勤務	3	人日
直接工事費	式	1	1,519,650			
共通仮設	式	1	211,000			
共通仮設費（率計上）	式	1	211,000			
純工事費	式	1	1,730,650			
現場管理費	式	1	783,000			
工事原価	式	1	2,513,650			
一般管理費等	式	1	556,350			
工事価格	式	1	3,070,000			
消費税額及び地方消費税額	式	1	307,000			
工事費計	式	1	3,377,000			

随意契約締結結果報告書

1 件名

道路凍結防止剤散布業務委託（一般国道162号）

2 担当所属名

建設局土木管理部北部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年11月28日

4 履行期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区大宮薬師山東町20番地の3

株式会社清瀬産業

6 契約金額（税込み）

（当初）（予定総額）9,867,000円

（変更後）（予定総額）20,271,845円

7 契約内容

京都府北部と市内中心部を結ぶ幹線道路である一般国道162号（右京区梅ヶ畠亀石町（梅ヶ畠29号線交差点）～北区小野上ノ町（笠トンネル））の凍結防止剤散布を行うことにより、路面凍結によるスリップ事故等を未然に防ぐ事を目的とするもの。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

防止剤散布における待機命令及び出動指示は気象情報等により本市が行うが、本市からの待機命令及び出動指示に対し、夜間・休日に関わらず常時作業体制を維持し、迅速に作業を行う必要がある。このため、凍結防止剤散布路線やその近くに作業基地を確保でき、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、凍結防止剤散布作業に際して当該地域の地形状況・路面状況に習熟している業者を選定する必要がある。

上記の条件をすべて満足し、迅速かつ安全確実に凍結防止剤散布作業を行うことができるものは、本作業区間内の杉阪口（北区中川中山）に作業基地を確保できる株式会社清瀬産業に限られるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方
自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

除雪作業委託（一般市道中川59号線他）

2 担当所属名

建設局土木管理部北部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年11月28日

4 履行期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区大宮薬師山東町20番地3

株式会社清瀬産業

6 契約金額（税込み）

（当初）（予定総額）8,580,000円

（変更後）（予定総額）13,649,460円

7 契約内容

北部積雪地域と市内中心部を結ぶ主要道路の除雪を行うことにより、交通途絶の解消ならびに地元住民の安心と安全な通行を確保しようとするもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

除雪作業における待機命令及び出動指示は気象情報等により本市が行うが、本市からの待機命令及び出動指示に対し、夜間・休日に関わらず常時作業体制を維持し、迅速かつ確実に作業を行う必要がある。このため、積雪により通行が困難となっている地域やその近くに除雪基地を確保でき、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があるため、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。

上記の条件をすべて満足し、迅速かつ安全・確実に除雪することができる的是、中川地区、小野郷地区、雲ヶ畠地区の自然状況や地理的状況を熟知しており、中川地区及び小野郷地区においては近接する杉坂口（北区中川中山）に、また雲ヶ畠地区においては起点である市原大橋

付近（北区上賀茂）に作業基地を確保できる株式会社清瀬産業に限られるため。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

除雪作業委託（主要府道西陣杉坂線他）

2 担当所属名

建設局土木管理部北部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年1月28日

4 履行期間

令和6年1月2日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区大宮薬師山東町20番地の2
株式会社雄建

6 契約金額（税込み）

（当初）（予定総額）2,035,000円
（変更後）（予定総額）5,786,550円

7 契約内容

北部積雪地域と市内中心部を結ぶ主要道路の除雪を行うことにより、交通途絶の解消ならびに地元住民の安心と安全な通行を確保しようとするもの。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

除雪作業における待機命令及び出動指示は気象情報等により本市が行うが、本市からの待機命令及び出動指示に対し、夜間・休日に関わらず常時作業体制を維持し、迅速かつ確実に作業を行う必要がある。このため、積雪により通行が困難となっている地域やその近くに除雪基地を確保でき、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があるため、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。

上記の条件をすべて満足し、迅速かつ安全・確実に除雪することができるは、中川地区、小野郷地区、雲ヶ畑地区の自然状況や地理的状況を熟知しており、中川地区及び小野郷地区においては近接する杉坂口（北区中川中山）に、また雲ヶ畑地区においては起点である市原大橋付近（北区上賀茂）に作業基地を確保できる株式会社清瀬産業に限られるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

トンネル交通規制業務委託（高速道路1号線）

2 担当所属名

建設局土木管理部南部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年1月15日

4 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区過書町792番地2

アイテック株式会社 京都支店

6 契約金額（税込み）

8,910,000円

7 契約内容

本委託は、建設局土木管理部南部土木みどり事務所(以下「南部土木」という。)にて実施する稻荷山トンネル上り線の照明設備更新工事(以下「照明工事」という。)に伴う交通規制に関して必要な業務を行うものとする。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

今年度、稻荷山トンネル（上り線）において照明設備を更新するために関連工事（下記参照）を実施するが、京都府公安委員会との協議の結果、施工箇所が自動車専用道及びトンネル区間であることから、以下の対応が必要となった。

- ・トンネル内で車線規制を伴う施工を行う際は、施工に必要な車線をトンネル起点から終点まで規制する。（1車線規制）
- ・車線規制に伴い交通流が滞る可能性があることから、追突防止対策（渋滞車両最後尾での渋滞警戒）を実施する。
- ・1車線規制の開始時・切替時・終了時には、京都市道高速道路1号全線の夜間通行止めを実施する。

そのため、供用中の自動車専用道における多量の仮設材の管理（巡回・緊急対応）や追突防止対策の実施及び自動車専用道の通行止め時の対応について、本委託を発注することとした。

一方、稻荷山トンネルでは、別委託を発注しており、トンネル内での日常の道路巡回、異常時の対応、年2回の集中工事に係る夜間通行止めの実施等のための道路管制や交通規制を行っている。別委託の契約期間は令和6年度と令和7年度の2箇年であり、道路管制業務は24時間365日体制で実施している。

本業務を別委託の受注者と異なる業者が履行する場合は、管制室を2社が使用することとなり、交通規制に係る準備や関係機関との連絡・調整が煩雑になるほか、トンネル内で事故が発生した際、別委託による対応となるのか、本委託による対応となるのか、混乱が生じる恐れがある。

また、別委託の受注者であれば、現場状況を把握しており、速やかに作業着手できるとともに、人員機材等を統一し、効率的な作業を行うことで安全で円滑な作業実施が可能となるほか、通行規制に際し年間契約の中で配置している車両を使用することができる。

従って、本業務を別委託の受注者と異なる業者へ履行させると、本市にとって不利になると考えられ、別委託の受注者であるアイテック株式会社が本業務を実施すると、別委託への影響を最小限に留め、本業務を円滑かつ安価で実施できる。

以上の理由により、「地方自治法施行令第167条の2第1項第6号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン6(4)」に該当するため、本委託は別委託の受注者であるアイテック株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記随意契約の理由により、本委託は別委託の受注者であるアイテック株式会社と随意契約を締結する。

随意契約締結結果報告書

1 件名

(単価契約)道路凍結防止剤散布業務委託(西部土木みどり事務所)

2 担当所属名

建設局土木管理部西部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年1月29日

4 履行期間

令和6年1月2日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区五条通西洞院西入小柳町518番地
公成建設株式会社

6 契約金額（税込み）

(当初) (予定総額) 10,993,950円
(変更後) (予定総額) 10,892,750円

7 契約内容

本業務は、京都府北部と市内中心部を結ぶ幹線道路である一般国道162号（右京区梅ヶ畠西ノ畠町〔市バス高雄停留所〕～右京区梅ヶ畠亀石町〔梅ヶ畠29号線交差点〕）及び京都市と南丹市を結ぶ主要府道京都日吉美山線（嵯峨鳥居本仙翁町〔清滝鳥居本線交差点〕～国道477号〔市界〕）の凍結防止剤散布を行うことにより、路面凍結によるスリップ事故等を未然に防ぎ、安全な通行を確保するものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

凍結防止剤散布における待機命令及び出動指示は、気象情報等により本市が行うが、本市からの待機命令及び出動指示に対し、夜間・休日に関わらず、常時作業体制を維持し、迅速に作業を行う必要がある。

このため、凍結防止剤散布路線や、その近くに作業基地を確保でき、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、凍結防止剤散布作業に際して、当該地域の地形状況・路面状況に習熟している業者を選定する必要がある。

上記の厳しい条件をすべて満足し、迅速かつ安全・確実に凍結防止剤散布作業を行うことができるのは、本作業区間内の右京区梅ヶ畠中嶋町に作業基地を確保でき、長年、西部土木事務所管内の緊急業者として、管内の気象状況や路面状況を熟知し、凍結防止剤散布の経験もある公成建設株式会社に限られるため、本業務を同社に随意契約するものである。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

本作業区間内の右京区梅ヶ畠中嶋町に作業基地を確保でき、長年、西部土木事務所管内の緊急業者として、管内の気象状況や路面状況を熟知し、凍結防止剤散布の経験もある公成建設株式会社に限られるため、本業務を同社に随意契約するものである。

随意契約締結結果報告書

1 件名

嵯峨嵐山駅自由通路清掃等業務委託

2 担当所属名

建設局土木管理部西部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市淀川区宮原4丁目4番44号

株式会社JR西日本メンテック

6 契約金額（税込み）

(当初) 5,497,800円

(変更後) 5,992,800円

7 契約内容

床面積 677m² (延長85m、幅5m)

(1階通路、2階通路、階段、エレベーター、エスカレーター)

① 清掃業務

- ・ 常時清掃：毎日2回（床面等）
- ・ 特別清掃：年12回（内壁・外壁等）
- ・ 臨時清掃：その都度

② 設備点検整備業務（簡易的な維持補修）

- ・ 給水設備：受水槽、給水ポンプ
- ・ 電気設備：電源ボックス、照明器具（電球交換）
- ・ 防災設備：消火器、屋内消火栓、火災警報設備等

② 機械管理業務（NTT回線による通報システム）

- ・ 火災発生時等における365日24時間対応を行う。

③ 設備定期点検業務

- ・ 消防設備定期点検：年2回
- ・ 給水設備点検：年2回

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

構内にある蛍光灯の段階的なLED化として、当初12灯を計上していたが、球切れの発生や経年劣化が見られることから、22灯の交換が必要となつたため、契約内容を変更することとなつた。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

道路除雪業務委託（京北地域他）

2 担当所属名

建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年11月29日

4 履行期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区京北周山町上寺田1-1

京北町建設業協同組合

6 契約金額（税込み）

（予定総額）22,620,015円

7 契約内容

道路除雪業務委託（京北地域他）

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

作業は早朝から（通常午前4時から出動指示を発する）となり、通勤・通学時の交通を確保するためには概ね午前5時には作業を開始していることが求められるほか、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷いている必要がある。このためには、積雪により通行が困難となっている地域の中に除雪機械及び除雪基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があることから、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。これらの厳しい条件をすべて満たし、約155kmに及ぶ路線を確実に除雪することができるには、京北地域内の16社で構成され、京北地域の自然状況や地理的状況を熟知している当該業者以外にないため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

道路除雪業務委託（広河原地域）

2 担当所属名

建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年11月29日

4 履行期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区静市市原町723-1-1F

株式会社古原建設

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 11,305,030円

7 契約内容

道路除雪業務委託（広河原地域）

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

作業は早朝から（通常午前4時から出動指示を発する）となり、通勤・通学時の交通を確保するためには概ね午前5時には作業を開始していることが求められるほか、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷いている必要がある。

このためには、積雪により通行が困難となっている地域の中に除雪機械及び除雪基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があることから、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。これらの厳しい条件をすべて満たすのは、花脊地域内に除雪基地を有し、広河原地域内の自然状況や地理的状況を熟知している当該業者以外にないため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

道路除雪業務委託（久多地域）

2 担当所属名

建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年11月29日

4 履行期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区紫竹下本町19-1

株式会社堂森組

6 契約金額（税込み）

（予定総額）10,089,750円

7 契約内容

道路除雪業務委託（久多地域）

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

作業は早朝から（通常午前4時から出動指示を発する）となり、通勤・通学時の交通を確保するためには概ね午前5時には作業を開始していることが求められるほか、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷いている必要がある。

このためには、積雪により通行が困難となっている地域の中に除雪機械及び除雪基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があることから、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。これらの厳しい条件をすべて満たし、確実に除雪することができるには、久多地域内に除雪基地を有し、久多地域内の自然状況や地理的状況を熟知している当該業者以外にないため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

道路除雪業務委託（花脊北部地域）

2 担当所属名

建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年11月29日

4 履行期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区花脊別所町176番地
株式会社花背森口建設

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 6,067,930円

7 契約内容

道路除雪業務委託（花脊北部地域）

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

作業は早朝から（通常午前4時から出動指示を発する）となり、通勤・通学時の交通を確保するためには概ね午前5時には作業を開始していることが求められるほか、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷いている必要がある。

このためには、積雪により通行が困難となっている地域の中に除雪機械及び除雪基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があることから、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。これらの厳しい条件をすべて満たし、確実に除雪することができるには、花脊地域内に除雪基地を有し、花脊北部地域内の自然状況や地理的状況を熟知している当該業者以外にないため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

道路除雪業務委託（花脊南部地域）

2 担当所属名

建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年11月29日

4 履行期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区花脊別所町576

藤井建設

6 契約金額（税込み）

（予定総額）3,665,530円

7 契約内容

道路除雪業務委託（花脊南部地域）

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

作業は早朝から（通常午前4時から出動指示を発する）となり、通勤・通学時の交通を確保するためには概ね午前5時には作業を開始していることが求められるほか、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷いている必要がある。

このためには、積雪により通行が困難となっている地域の中に除雪機械及び除雪基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があることから、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。これらの厳しい条件をすべて満たし、確実に除雪することができるには、花脊地域内に除雪基地を有し、花脊南部地域内の自然状況や地理的状況を熟知している当該業者以外にないため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

道路除雪業務委託（花脊峠地域）

2 担当所属名

建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年11月29日

4 履行期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区花脊別所町771番地

藤井産業

6 契約金額（税込み）

（予定総額）4,605,040円

7 契約内容

道路除雪業務委託（花脊峠地域）

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

作業は早朝から（通常午前4時から出動指示を発する）となり、通勤・通学時の交通を確保するためには概ね午前5時には作業を開始していることが求められるほか、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷いている必要がある。

このためには、積雪により通行が困難となっている地域の中に除雪機械及び除雪基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があることから、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。これらの厳しい条件をすべて満たし、迅速かつ安全・確実に除雪することができるには、花脊地域内に除雪基地を有し、花脊峠地域内の自然状況や地理的状況を熟知している当該業者以外にないため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

道路除雪業務委託（京北自治振興会）

2 担当所属名

建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年1月29日

4 履行期間

令和6年1月2日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区京北周山町上寺田1-1

京北自治振興会

6 契約金額（税込み）

（予定総額）19,869,190円

7 契約内容

道路除雪業務委託（京北自治振興会）

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

作業は早朝から（通常午前5時ごろ）求められ、通勤・通学時の交通を確保するため、常時作業体制を敷いている必要がある。

このためには、積雪により通行が困難となっている地域の中に居住し、即時作業開始が可能な者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があるため、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している者を選定する必要がある。これらの厳しい条件をすべて満たし、確実に除雪することができるるのは、これまでから生活道路の除雪を行っている除雪作業団体を統括できる、京北管内の市民で組織する京北自治振興会以外にないため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

道路凍結防止剤散布業務委託（京北地域他）

2 担当所属名

建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年11月29日

4 履行期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区京北周山町上寺田1-1
京北町建設業協同組合

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 19,361,925円

7 契約内容

道路凍結防止剤散布業務委託（京北地域他）

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

作業は早朝から（通常午前4時から出動指示を発する）となり、通勤・通学時の交通を確保するためには概ね午前5時には作業を開始していることが求められるほか、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷いている必要がある。このためには、路面凍結により通行が困難となっている地域の中に散布基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、散布作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があることから、当該地域の路面状況・凍結防止剤散布業務に習熟している業者を選定する必要がある。これらの厳しい条件をすべて満たし、約104kmに及ぶ道路に確実に凍結防止剤を散布することができるには、京北地域内の16社で構成され、京北地域の自然状況や地理的状況を熟知している当該業者以外にないため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

道路凍結防止剤散布業務委託（花脊地域他）

2 担当所属名

建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年11月29日

4 履行期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区花脊別所町771番地

藤井産業

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 4,352,260円

7 契約内容

道路凍結防止剤散布業務委託（花脊地域他）

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

作業は早朝から（通常午前4時から出動指示を発する）となり、通勤・通学時の交通を確保するためには概ね午前5時には作業を開始していることが求められるほか、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷いている必要がある。このためには、路面凍結により通行が困難となっている地域の中に散布基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、散布作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があるため当該地域の路面状況・凍結防止剤散布業務に習熟している業者を選定する必要がある。これらの厳しい条件をすべて満たし、約15kmに及ぶ路線を安全・確実に凍結防止剤を散布することができるのは、花脊地域内に凍結防止剤散布基地を有し、花脊地域内の自然状況や地理的状況を熟知している当該業者以外にないため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

トンネル保守点検業務委託（京北トンネル、笠トンネル）

2 担当所属名

建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年12月27日

4 履行期間

契約の日の翌日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号

パナソニック環境エンジニアリング株式会社 西日本支店

6 契約金額（税込み）

7,810,000円

7 契約内容

トンネル保守点検業務委託

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

一般競争入札により応札した1者が無効となったため、「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」（4 競争入札に対し入札者が無いとき又は落札者が契約を締結しないとき）に基づき、無効な入札を行ったものに対して新たに書類を求めることにより、要件を満たしていることを確認したため随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

競争入札時に応札が本契約者の一者だけであったことに加えて、応札時に期限切れで無効であった「経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書」について有効期限内の写しが提出されたことにより、受注資格を確認した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

伏見北堀公園施設更新（ポンプ更新）工事

2 担当所属名

建設局土木管理部伏見土木みどり事務所

3 契約締結日

（当 初）令和5年12月28日

（変更①）令和6年 3月15日

（変更後）令和6年10月 7日

4 履行期間

（当 初）令和5年12月29日から令和6年3月29日まで

（変更①）令和5年12月29日から令和6年10月23日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区西院月双町33番地 鈴木メンテナンスビル3階
株式会社鈴建

6 契約金額（税込み）

（当 初）4,576,000円

（変更後）4,832,300円

7 契約内容

本工事は、伏見北堀公園内に設置されている排水ポンプの経年劣化が著しく、排水ポンプの運転に支障をきたすおそれがあるため、更新工事を行うものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（1）揚水管の劣化が著しいため、揚水管洗浄・3種ケレン・錆止め塗装を廃工とし、揚水管据付及び既設揚水管撤去を追加する。

（2）排水ポンプの自動運転に必要となる既存の電極の不具合が確認されたため電極修繕作業を追加する。

9 根拠法令

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 1号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

10 契約の相手方の選定理由

入札に参加したが、無効となった業者6社を対象に見積合せを実施し、最も安価であった業者と契約を締結した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

道路環境維持作業（堤防除草）近畿地方整備局淀川河川事務所 桂川出張所管内

2 担当所属名

建設局土木管理部伏見土木みどり事務所

3 契約締結日

(当 初) 令和6年5月17日

(変更後) 令和7年3月10日

4 履行期間

令和6年5月18日から令和7年3月14日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区淀池上町29番地

株式会社荒木飼料店

6 契約金額（税込み）

(当 初) 6, 842, 000円

(変更後) 6, 821, 100円

7 契約内容

堤防上の道路の路肩部分の除草を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

受注者から処分地変更の申し出があり、積算した結果、当初の処分費用よりも安価になったことから運搬距離・除草処分を変更する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

本箇所においては、本市管理部分を除いた法面の大部分の除草作業が、近畿地方整備局によって毎年発注されており、除草作業という性格上、本作業と同区間を同時期に施工することとなる。本作業と近畿地方整備局発注工事を別々の業者にて実施した場合、一方が他方の施工範囲を残して除草作業を行ったあと、直ちに他方が残りの部分の除草作業を行うという作業手順となること、各業者の同種同様の人員機材が複数配備されることで作業現場が輻輳することなどにより、無用な工程

の遅れや工事占用範囲の拡大が生じるおそれがある。

そこで、近畿地方整備局発注工事と一体的に効率的な作業を実施し、無用な工期の遅延を避けるとともに、安全で円滑な作業を実施するために、本作業を近畿地方整備局発注の除草工事の受注者と随意契約することとする。

随意契約締結結果報告書

1 件名

道路環境維持作業（堤防除草）近畿地方整備局淀川河川事務所 伏見出張所管内（その2）

2 担当所属名

建設局土木管理部伏見土木みどり事務所

3 契約締結日

(当 初) 令和6年5月17日

(変更後) 令和7年3月6日

4 履行期間

令和6年5月18日から令和7年3月14日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区淀池上町29番地

株式会社荒木飼料店

6 契約金額（税込み）

(当 初) 2,717,000円

(変更後) 2,625,700円

7 契約内容

堤防上の道路の路肩部分の除草を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

作業が終了し、処分量を確認したところ、当初想定していた処分量（0.675t／1000m²）を下回っていたことから出来高に応じて変更する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

本箇所においては、本市管理部分を除いた法面の大部分の除草作業が、近畿地方整備局によって毎年発注されており、除草作業という性格上、本作業と同区間を同時期に施工することとなる。本作業と近畿地方整備局発注工事を別々の業者にて実施した場合、一方が他方の施工範囲を残して除草作業を行ったあと、直ちに他方が残りの部分の除草作業を行うという作業手順となること、各業者の同種同様の人員機材が複数配備されることで作業現場が輻輳することなどにより、無用な工程

の遅れや工事占用範囲の拡大が生じるおそれがある。

そこで、近畿地方整備局発注工事と一体的に効率的な作業を実施し、無用な工期の遅延を避けるとともに、安全で円滑な作業を実施するために、本作業を近畿地方整備局発注の除草工事の受注者と随意契約することとする。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託

2 担当所属名

建設局自転車政策推進室

3 契約締結日

令和6年10月3日

4 履行期間

契約の日の翌日から令和7年3月14日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区芝田一丁目10番10号

総合調査設計株式会社

6 契約金額（税込み）

12,100,000円

7 契約内容

本業務は、令和7年度の次期総合計画の策定を見据え、推進施策として位置づけ予定である自転車走行環境の整備について、本市を取り巻く現状と課題、自転車関係事故データや過年度調査結果等を整理するほか、現総合計画の取組効果を把握するかつ次期計画策定の参考とするため、「自転車利用実態の調査・分析」及び「自転車関連事故に関する調査・分析」を行うものである。

また、令和6年6月に国土交通省・警察庁において「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が改定され、国のガイドラインの改定趣旨に沿った本市のガイドラインの修正が必要であることから、これまでに本市で進めてきた自転車走行空間整備に対する方針や地域特性等を勘案した本市ガイドラインの改定に向けた検討を行う。

このほか、総合計画に定める自転車走行環境の整備、各世代に応じたルール・マナーの周知徹底、駐輪環境の向上など、広範多岐にわたる自転車政策に関する事項について調査・審議を行う京都市自転車政策審議会の運営補助等を行うものである。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本契約は、経験に基づくノウハウ等により履行内容に顕著な差異が現れるものであることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に規定する随意契約を行うことができる場合の基準2－(4)に基づき、プロポーザルにより受託候補者の公募を行い、審査の結果、最も高い評価得点を獲得した上記5と契約を行った。

なお、プロポーザルでは、提案内容の的確性、業務体制、業務実績、価格等の各項目について審査を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

3・3・132 向日町上鳥羽線及び3・5・183 牛ヶ瀬馬場線道路整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務

2 担当所属名

建設局道路建設部道路建設課

3 契約締結日

(当 初) 令和6年4月30日

(変更後) 令和7年3月31日

4 履行期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1

公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

6 契約金額（税込み）

(当 初) 83,479,000円

(変更後) 69,399,000円

7 契約内容

向日町上鳥羽線他の工事予定箇所における埋蔵文化財の発掘調査及び出土した遺構・出土品の整理を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は、3・3・132 向日町上鳥羽線及び3・5・183 牛ヶ瀬馬場線道路整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査を行うものである。

当初、調査期間中、調査範囲の建物の解体待ちなどにより発掘調査が中断する期間が生じる可能性が高かったため、その期間に整理作業を行う予定であった。しかし、中断することなく現地調査を行うことができたので、整理作業を行う期間が無くなつたため、減額変更を行つた。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

向日町上鳥羽線他分筆登記等業務委託

2 担当所属名

建設局道路建設部道路建設課

3 契約締結日

(当 初) 令和6年5月31日

(変更後) 令和7年3月26日

4 履行期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地

公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

6 契約金額（税込み）

(当 初) 6, 079, 700円

(変更後) 4, 253, 700円

7 契約内容

向日町上鳥羽線他において、事業用地取得のための分筆登記業務を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

地権者との用地取得交渉の難航により、実施できない箇所があったため、用地整理の進捗状況に合わせて減額変更を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度大手筋通電線共同溝新設工事委託

2 担当所属名

建設局道路建設部道路環境整備課

3 契約締結日

(当 初) 令和6年10月9日

(変更後) 令和7年2月28日

4 履行期間

令和6年10月10日から令和7年3月14日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区東天満一丁目1番19号

エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

6 契約金額（税込み）

(当 初) 10,978,000円

(変更後) 12,472,900円

7 契約内容

本工事は、国道24号における連系管路等の設置及び既設通信桿との接続工事を実施する工事である。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(随意契約の理由)

既設の通信桿へ管路を接続するに当たっては、桿内に電線や通信線が配線されていること、既存の通信管路とも近接施工になることから、設備の保全、保守をするとともに、新設する管路を敷設するには調査及び計画から工事に至るまでの通信設備に対する専門知識や技術が要求されることから、通信桿を所管するエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社が施工しなければ工事ができない。以上の理由から、電線管理者であるエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社と随意契約を行う。

(変更理由)

電線共同溝を敷設するため掘削を行ったところ、台帳等に載っていない埋設管が管路敷設箇所に存在していることが判明した。京都国道事務所と協議し敷設位置の再検討を行ったところ、埋設管敷設位置が当初計画よりも浅くなり土被りが確保できなくなったことから、管路防護対策が追加が必要となった。

また、交通管理者との協議の結果、交通誘導警備員を追加で配置する必要が生じたため。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

大手筋通電線共同溝等引継図書作成業務委託

2 担当所属名

建設局道路建設部道路環境整備課

3 契約締結日

(当 初) 令和6年12月4日

(変更後) 令和7年3月10日

4 履行期間

令和6年12月15日から令和7年3月14日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区東天満一丁目1番19号

エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

6 契約金額（税込み）

(当 初) 3, 825, 800円

(変更後) 3, 658, 600円

7 契約内容

本業務は、整備した施設を管轄土木みどり事務所及び電線管理者へ引き継ぐにあたり、必要となる引継図書、枠台帳、導通試験結果報告書等について、工事完成図書を基に編集・作成を行うものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(随意契約の理由)

委託先であるエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社関西事業部は、電線管理者であり、今回の業務対象である事業の施工にも携わっていることから、本業務内容に精通しており、他の業者が業務を行うよりも、円滑で正確な業務遂行と経費の削減が見込めるため。

(変更理由)

当初は設計価格にて契約を締結していたが、請負率等を考慮した実工事費にて精算変更を行った結果、金額が減となつたため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

後院通引込管路等（その1）工事委託【2工区】

2 担当所属名

建設局道路建設部道路環境整備課

3 契約締結日

令和6年1月6日

4 履行期間

令和6年1月7日から令和8年3月13日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区東天満一丁目1番19号

エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

6 契約金額（税込み）

20,790,000円

7 契約内容

本工事は、連系管路、連系設備、引込管路を設置する工事を行うものである。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

連系設備工事について規定曲管を使用して適正な立上位置への配管及び電柱への固定、立上げ高さの規定について電線管理者独自の基準があり、高度な専門知識、豊富な経験、洗練された技術が要求されることから、基準に適合した施工ができるのは電線管理者のみである。

また、連系管路、連系設備、引込管路の工事を一体施工することにより、掘削作業や埋設物の確認等を一度で終えることが可能となることから、工事費の削減、工期短縮、安全円滑な施工及び地元負担の軽減等の効果が明らかである。

以上の理由から、電線管理者であるエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社と随意契約を行う。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

八坂通電線共同溝予備設計等業務委託

2 担当所属名

建設局道路建設部道路環境整備課

3 契約締結日

令和6年10月16日

4 履行期間

令和6年10月17日から令和8年1月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区東天満一丁目1番19号
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

6 契約金額（税込み）

29,074,100円

7 契約内容

本業務は電線共同溝予備設計及びそれに必要となる現地調査を行うものである。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

八坂通の道路幅員は最小6.2mと狭く、既に上下水道や大阪ガス、NTT西日本や関西電力の接続桟や管路が連続的に埋設されており、地下空間を輻輳して占用している。さらには、本事業区間の中央付近の沿道にはNTT西日本の建築施設があり、その建築施設と繋がっている大きな洞道が、道路下を占用している。

これらにより、道路区域内の地下空間が大きく制限されており、既存の埋設物を避けて、電線共同溝に必要なスペースを確保することが困難であると想定され、NTT西日本の既存ストック（洞道・接続桟・管路）を活用する必要がある。

本事業区間の洞道区間については、NTT西日本の洞道の活用及び改修方法を検討する。洞道区間以外については、洞道区間を含めた事業区間全体の既設埋設物の支障移設等を合わせて、経済性、施工性、実現性等の観点から様々なパターンを比較検討し、最適な計画を立案する必要があるため、洞道区間と洞道区間以外は密接不可分の関係にある。

洞道区間におけるNTT西日本の洞道の構造、その内部に設置されている管路やケーブル等の設備に関する情報は社外秘となっており、NTT西日本しか有し得ない専門的な知識、特殊技術等を必要とするものであるため、その情報を知り得るものしか、整備計画を立案することはできない。

以上の理由により、NTT西日本との契約によりこれらの設備の新設、改築及び点検等を行うこととされているエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社と随意契約を行う。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

街路樹危険木対策工事（大宮通）（1）

2 担当所属名

建設局みどり政策推進室

3 契約締結日

（当 初）令和6年4月12日

（変更後）令和6年12月4日

4 履行期間

令和6年4月13日から令和6年12月27日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区竹田段川原町233番地

株式会社中川道路

6 契約金額（税込み）

（当 初）17,582,400円

（変更後）18,912,300円

7 契約内容

大径化により根上りが生じたトウカエデを撤去し、根上りにより損傷した植樹枠を補修する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

撤去樹木の根及び枝が想定以上に成長していたため、枝葉と根株の処分量が増加したことに加え、沿道の開発行為等により当初予定していた植樹枠の補修箇所を減じた等の理由から生じた数量の変更を行ったため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

本工事場所では、水道工事に伴う「路面復旧工事」が施工中であり、当該工事の受注者と随意契約を行うことにより、「受注者間での工程調整等が不用になり、工期が短縮される」ことや「工事による交通規制等が一元管理されることによる安全円滑な施工の確保」、「重複する作業等の縮減や施工機械や交通整理員等が共用できることによる経費節減」の効果が期待できるため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

伏見西部第五地区土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託（その3）

2 担当所属名

建設局都市整備部南部区画整理事務所

3 契約締結日

（当 初）令和6年11月29日

（変更後）令和7年3月21日

4 履行期間

令和6年11月30日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1

公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

6 契約金額（税込み）

（当 初）29,975,000円

（変更後）20,328,000円

7 契約内容

伏見西部第五地区土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

埋蔵文化財発掘調査の履行に当たっては、（1）本市の埋蔵文化財の特性及び歴史に関する専門的な知識を有すること、（2）市内で継続して発掘調査を実施していること、（3）履行に必要な人員・機材等を保有していることの3つの条件をすべて満たす者であることが必要である。

条件を満たす業者に対し、委託条件を満たしていること及び契約締結の意向を確認したところ、本件を実施できる者は、公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所のみであったことから同社と契約を締結した。

なお、掘削土の仮置き場所を調査区近くに設けられたことにより、クローラーダンプ使用台数やベルトコンベアー使用台数などが減り、賃料等・工事費に減額が生じた。また、当初は埋蔵文化財調査の報告書に掲載するための調査区全体写真をドローンにより撮影することを想定していたが、調査の進展により足場を利用した方法のほうがより効果的に撮影が可能と判断したことからも委託料に減額が生じた。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

違法放置等物件解消作業業務委託

2 担当所属名

建設局都市整備部南部区画整理事務所

3 契約締結日

(当 初) 令和7年1月23日

(変更後) 令和7年3月26日

4 履行期間

令和7年1月24日から令和7年3月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区横大路畔ノ内45番1

忠英道路株式会社

6 契約金額（税込み）

(当 初) 10, 581, 780円

(変更後) 10, 414, 910円

7 契約内容

作業実施に必要な各種手続き等を行った上で、一般交通の安全を確保しつつ、適法な手段でもって、本市が指定する違法放置等物件（車両等）13台を、本市が指定する場所に運搬、搬入する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は、受託者の知識や経験、技術が、安全・円滑な業務実施に大きく影響することから、業務の実施体制や作業手順、安全対策、価格等の項目を審査するプロポーザルを実施し、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。

以上の理由から、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に規定する随意契約を行うことができる場合の基準2-（4）に基づき、プロポーザルにより受託候補者の公募を行い、審査の結果、忠英道路株式会社と契約を行った。

なお、当初契約では、13台を6日間で強制除去する計画であったが、作業日数を4日間に短縮したことにより使用車両等の体制に変更が生じ、減額となった。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

道路除雪作業業務委託

2 担当所属名

建設局土木管理部左京土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年11月29日

4 履行期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区大原野村町298番地
中辻造園土木工業株式会社

6 契約金額（税込み）

（当初）（予定総額）25,335,200円
（最終）14,938,550円

7 契約内容

積雪期における日々の気象変化に迅速に対応し、管内道路に降り積もった雪を除雪する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

作業における待機命令及び出動指示は気象観測情報等により本市が行うが、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷く必要がある。

このため、積雪により通行が困難となっている地域の中に除雪基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があるため、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。また、当該地域の谷間部の雪捨て場所のない区間での除雪作業には、ロータリー除雪車が必要である。

上記の厳しい条件をすべて満足し、迅速かつ安全・確実に除雪することができるは、大原地区の自然状況や地理的状況を熟知しており、地区内にロータリー除雪車と除雪基地を有する中辻造園土木工業株式会社以外になく、本業務を中辻造園土木工業株式会社に随意契約するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

道路凍結防止剤散布業務委託

2 担当所属名

建設局土木管理部左京土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年11月29日

4 履行期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区大原野村町298番地
中辻造園土木工業株式会社

6 契約金額（税込み）

（当初）（予定総額）10,766,580円

（最終）11,214,555円

7 契約内容

積雪期における日々の気象変化に迅速に対応し、左京管内（国道367号、大原17号線、下鴨静原大原線他）道路の除雪、路面凍結時において、至急に凍結防止剤を散布する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

凍結防止剤散布作業における待機命令及び出動指示は気象情報等により本市が行うが、受託者は、除雪や路面凍結により通行が困難となっている作業区間へ即時出動が可能であり、夜間・休日にかかわらず常に体制を維持し、連日の作業にも対応できなければならない。

上記の条件を満足し、除雪作業と同様、本作業区間近傍に作業基地を有し、迅速かつ安全確実な体制をとることのできる、（別途除雪作業の委託契約受託者である）中辻造園土木工業株式会社に本業務を随意契約するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

道路凍結防止剤散布業務委託

2 担当所属名

建設局土木管理部左京土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年11月29日

4 履行期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区高野蓼原町71番地
株式会社植田建設工業

6 契約金額（税込み）

（当初）（予定総額）14,793,570円
（最終）5,647,730円

7 契約内容

積雪期における日々の気象変化に迅速に対応し、左京管内（上黒田貴船線、京都広河原美山線、下鴨大津線他）道路の除雪、路面凍結時において、至急に凍結防止剤を散布する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

凍結防止剤散布作業における待機命令及び出動指示は気象情報等により本市が行うが、受託者は、降雪や路面凍結により通行が困難となっている作業区間へ即時出動が可能であり、夜間・休日にかかわらず常に体制を維持し、連日の作業にも対応できなければならない。

上記の条件を満足し、除雪作業と同様、本作業区間近傍に作業基地を有し、迅速かつ安全確実な体制をとることのできる、（別途除雪作業の委託契約予定）受託者（株式会社植田建設工業：鞍馬・北白川地区）に本業務を随意契約するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

宝が池公園便所（3箇所）防虫忌避作業

2 担当所属名

建設局土木管理部左京土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年9月30日

4 履行期間

令和6年10月1日から令和6年10月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市山科区上花山花ノ岡町49番地3

クリエイトアドバンス

6 契約金額（税込み）

958,100円

7 契約内容

宝が池公園にある3箇所の便所に対し、防虫忌避効果のある薬剤を散布する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託の契約については、一般競争入札により締結する予定であったが、応札なしのため、入札不成立となった。このため、本委託については、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」（6 競争入札に付し入札者がないとき）に基づき、随意契約を行なった。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

任意の3者を対象に見積合わせを実施した結果、調達決定額を下回る価格を提示した当業者を契約予定者として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

宝が池公園森林環境保全業務委託

2 担当所属名

建設局土木管理部左京土木みどり事務所

3 契約締結日

令和7年1月8日

4 履行期間

令和6年10月1日から令和7年2月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市西京区大枝西長町9-21

株式会社植徳

6 契約金額（税込み）

2,431,000円

7 契約内容

宝が池公園の森林内のマツの樹幹にマツ枯防止薬剤の注入及び松くい虫防除伐倒駆除（くん蒸）を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託の契約については、一般競争入札により締結する予定であったが、応札なしのため、入札不成立となった。

このため、本委託については、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」（6 競争入札に付し入札者がないとき）に基づき、随意契約を行う。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

任意の3者を対象に見積合わせを実施した結果、調達決定額を下回る価格を提示した当業者を契約予定者として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

元京都市ラクト健康・文化館維持管理業務委託

2 担当所属名

建設局都市整備部市街地整備課

3 契約締結日

(当 初) 令和6年10月1日

(変更後) 令和7年1月17日

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市山科区上野御所ノ内町16番地の10

京都シティ開発株式会社

6 契約金額（税込み）

(当 初) 6, 287, 142円

(変更後) 5, 752, 542円

7 契約内容

各種設備の維持管理をはじめ、元京都市ラクト健康・文化館の一体的な管理を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

元ラクト健康・文化館は、令和5年4月1日から、プール、ジム、スタジオ、及びコミュニティルームを休止しており、今後の再開に向けて施設等の維持管理を適切に行う必要がある。本業務は、休止前の営業していた際と同様にハード面とソフト面を一体的に管理するとともに、設備等の不具合や階下への漏水などの異常事態が発生した際などに迅速・的確な緊急対応が必要であるため、これまでから当該施設の維持管理を行ってきた前指定管理者で、当該施設の入居するラクトB棟の管理会社である京都シティ開発株式会社でなければ行えないものである。

なお、施設の活用方法の検討を進める中で、仕様内容を必要最低限の維持管業務へ見直したため、変更契約を締結している。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり